第 16 章　　超インフレ

概　要 4
1　序　説 5
1.1　背　景 5
1.2　超インフレ経済 6
1.3　修正再表示アプローチ 6
2　IAS 第 29 号の規定 7
2.1　IAS 第 29 号の背景 7
2.2　適用範囲 8
2.3　超インフレの定義 8
2.4　IAS 第 29 号に基づく修正再表示の手続 9
3　一般物価指数の選択 11
3.1　一般物価指数の選択 11
3.2　全期間を通じて一般物価指数を入手することが不可能な場合 11
4　貸借対照表の分析及び修正再表示 13
4.1　貨幣性項目と非貨幣性項目 14
4.1.1　貨幣性と非貨幣性の区別 14
4.1.2　貨幣性項目 16
4.1.3　現在原価で計上される非貨幣性項目 16
4.1.4　取得原価で計上される非貨幣性項目 17
4.2　棚卸資産 20
4.3　関連会社、ジョイント・ベンチャー及び子会社の修正再表示 20
4.3.1　超インフレではない投資企業と超インフレである投資先 21
4.3.2　超インフレである投資企業と超インフレである投資先 21
4.3.3　超インフレである投資企業と超インフレではない投資先 21
4.4　繰延税金の計算 21
5　持分変動計算書の修正再表示 25
6　損益計算書及びその他の包括利益計算書の修正再表示 27
6.1　金利及び換算差額の修正再表示 28
6.2　一般的なアプローチが適用されない場合における収益及び費用 29
6.3　正味貨幣持高に係る利得又は損失の計算 29
6.4　資本の組替調整額の測定 30

7 キャッシュ・フロー計算書の修正再表示 33
8 比較対象数値の修正再表示 35
9 期中報告 36
10 経過措置 37
10.1 超インフレ経済になった場合 37
10.1.1 比較対象期間の期首現在の貸借対照表の表示 38
10.2 超インフレ経済ではなくなった場合 38
10.3 激しい超インフレ経済から脱却した場合 39
11 超インフレである企業の異なる表示通貨への換算 41
11.1 IAS 第 29 号の適用開始及び適用中止に係る換算 43
11.2 企業結合に伴う公正価値修正及びのれん 43
11.3 比較対象情報に関する表示通貨の考慮事項 44
12 超インフレではない企業の超インフレであるグループへの換算 46
13 グループ内取引の相殺消去 47
14 開 示 48

設例一覧

設例 2-1: IAS 第 29 号に基づく超インフレの会計処理 7
設例 4-1: 有形固定資産の修正再表示 17
設例 4-2: 借入コスト及び正味実現可能価額の調整 19
設例 4-3: 繰延税金の修正再表示 22
設例 5-1: 資本の修正再表示 26
設例 6-1: 取得原価に基づく損益計算書及びその他の包括利益計算書の修正再表示 27
設例 6-2: 組替調整額の測定 31
設例 10-1: 期中報告期間に超インフレ経済ではなくなった場合 39

概　要

本章では、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」の要求事項について説明している。

著しい水準のインフレーションが存在する環境では、財務報告の有用性が妨げられる。収益及び費用の「実質的な」成長の変化を識別することはできず、過去の取得原価で通常測定される資産及び負債の価値は報告日の真の価値を反映しない。さらに、貨幣性項目の価値の損失も反映されない。

IAS第29号はこれらの課題に対処するために、インフレーションについての修正を必要とするほどに十分なインフレーションにある通貨を識別するための枠組みと、このような修正を行うための方法を提供している。IAS第29号は、超インフレがいつ存在し、それを識別するためのいくつかの共通の経済環境の特徴について概説している。IAS第29号は、超インフレが存在する期間の財務諸表においては、他の基準書で決定された金額について、すべての項目を取引又は測定日から報告日までのインフレーションの測定基準によって修正再表示することを要求している。これは比較情報の数値にも適用され、当期報告期間の末日現在の測定単位で修正再表示されることが求められる。

財務諸表の必要な修正再表示を行うために、資産及び負債は貨幣性項目と非貨幣性項目に区分され、非貨幣性項目はさらに報告日の現在価値で測定される項目と取得原価で測定される項目に区分される。貨幣性項目及び報告日の現在価値で測定される非貨幣性項目は、報告日時点の貨幣単位ですでに測定されているため、修正再表示の必要はない。したがって、IAS第29号によって要求される修正再表示は、非貨幣性項目であり取得原価で測定される資産及び負債、ならびに取引に適用される。この手続は、繰延税金の計算や減損テストなど、多くの項目に結果的に影響を与える。また、貨幣性項目の価値における当期の利得又は損失は純損益に反映される。

IAS第29号の適用には多くの判断が必要である。その中には、IAS第29号の適用が必要な場合の判断など財務報告に関する当局や団体の間との広範な合意が必要な場合もあれば、特定の企業の状況に基づく評価が必要な場合もある。IAS第29号は、修正再表示後の財務諸表に計上する金額の正確性よりも、インフレ会計の手続や判断を各期を通じて継続的に適用することが重要であり、その複雑さを認めている。

IAS第29号の適用は、必要となる過去の実績が重要である場合には、特に複雑となる。さらに、財務諸表作成者がさらなる注意を要する可能性がある分野には、IAS第29号の初度適用、繰延税金の計算、超インフレである企業と超インフレではない企業の双方を含むグループ及び期中報告などがある。

超インフレである企業は、外貨換算に複雑さの影響を受けることが多いが、これについては第15章「外国為替」で詳しく説明する。

重要ポイント

- IAS 第 29 号を適用する必要性は報告企業レベルではなく通貨レベルで評価されるため、IAS 第 29 号は所定の通貨についてコンセンサスが得られた場合にのみ適用される。
- IAS 第 29 号の適用には、具体的なガイダンスが提供されていない部分の解釈及びその適用の両方で判断が必要なため、正確さよりも一貫性が優先される。
- 報告プロセスの複雑さを考慮すると、IAS 第 29 号が適用された財務諸表の作成者は、重要な判断及び見積りの開示規定に留意する必要がある。

1 序 説

1.1 背 景

会計基準は、貨幣の価値（測定単位）は時が経過しても一定であるということを前提にして適用される。これは実務上の前提としても、平時の状況下においては十分成立しうる。しかし、インフレーションが貨幣の価値に与える影響をもはや無視できない状況下では、取得原価主義に基づく財務報告の有用性は著しく低下する。インフレ率が高い場合、取得原価に基づき財務諸表を作成する企業にとって、たとえば以下のような多くの問題が発生する。

- 貨幣単位で表示される取得原価による数値が、資産の「事業上の価値」を表さない。
- 営業利益に含めて報告される非貨幣性資産に係る保有利得が、実質的な経済的利益を表さない。
- 当期の財務情報と過年度の財務情報を比較することができない。
- 報告される利益について、当期に消費された資源の再調達原価の上昇が考慮されていないため、「実質的な」資本が減少する可能性がある。そのため、利益に基づく名目的な「資本に対するリターン」と実質的な「投下資本の回収」を適切に区別しないと、資本の毀損が財務諸表上で適切に反映されない可能性がある。これは資本維持概念に係わる根本的な問題である。

IASBの財務報告の概念フレームワークでは、資本維持の概念について説明しているが、この場合どのように資本を定義するのかという問題が生じる。一般的には、報告期間の末日における資本の金額が、期首における資本の金額以上であれば、資本維持は達成される。問題は、この場合の評価を何に基づいて測定するかである。資本維持には様々な概念が存在するものの、結局のところIFRS会計基準は、貨幣資本の維持の概念に基づいている。

この貨幣資本の維持の概念の下では、期中における所有者からの拠出及び所有者への配当を除き、期末における純資産の名目額が、期首における純資産の名目額と少なくとも等しい場合には、企業の資本が維持されていることになる*[CF 8.3(a)]*。超インフレ環境における資本維持の評価を容易にするため、2001年4月、IAS第29号が採用された。

その後、IASB及びIFRS解釈指針委員会（以下、解釈指針委員会）が超インフレというテーマに取り組み、IAS第29号に変更を加えたが、それは、IAS第29号の規定の明確化のための作業に限られている。2005年、IFRIC第7号「IAS第29号『超インフレ経済下における財務報告』に従った修正再表示アプローチの適用」が公表された。IFRIC第7号では、企業の機能通貨が初めて超インフレ通貨になる報告期間にIAS第29号を適用する際のガイダンスを提供している（下記セクション10.1を参照）。2010年、IASBは、深刻な超インフレでなくなった国に関するIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の改訂を公表した（下記セクション10.3を参照）。

米国財務会計基準審議会（FASB）との相違

IAS第29号はコンバージェンス（収斂）が図られていないため、このトピックに関するIFRSと米国会計基準（US GAAP）のガイダンスの相違点については、本章では取り上げない。したがって、IFRSと米国会計基準の間には、本章では説明されていない相違点が存在する可能性がある。

1.2 超インフレ経済

現地通貨が、もはや経済における価値を測定するための有用な単位ではなくなり、一般市民が自国の通貨で財産を保有することを望まなくなることがある。その代わりに、このような一般市民は安定した外貨又は非貨幣性資産で財産を保有する。そのような状況は、しばしば、超インフレとよばれる。

IFRS会計基準では、超インフレが存在しているかどうかを検討する上で必要ないくつかの特徴を定めている。IASBが具体的な国・地域のインフレ率を監視することはなく、これらの国・地域が超インフレを示す特徴を有するかの判断を下すこともない。特徴の判定が不明確な場合、現地の規制当局と専門家団体により合意が図られることもあるだろう。

1.3 修正再表示アプローチ

超インフレ状況下にあっては、超インフレ通貨による財務報告がもはや有用でなくなるほどに、取得原価主義に基づく財務報告の抱える問題点が顕在化する可能性がある。したがって、そうした超インフレ経済下で営業活動を行う企業の財務報告を意味のあるものにするためには、何らかの解決策が必要である。

IAS第29号は、修正再表示アプローチの適用を求めており、このアプローチでは、超インフレ通貨で記録されている財務情報を一般物価指数により修正し、報告期間の末日現在の測定単位で表示する（すなわち、現在の購買力に応じて会計上の価値を修正する）。この手続の目的は、貨幣の購買力の変動に対して財務情報を修正再表示することによって期間の比較可能性を向上させることにある。

2 IAS 第 29 号の規定

2.1 IAS 第 29 号の背景

IAS第29号は、「経営成績及び財政状態を修正再表示をせずに現地の『超インフレ』通貨で報告することは有用ではない」との基本的な前提に立っている*[IAS 29.2]*。したがって、IAS第29号のアプローチでは以下が求められている*[IAS 29.8, IAS 29.9]*。

(a) 超インフレ経済国の通貨を機能通貨とする企業の財務諸表は、報告期間の末日現在の測定単位で表示しなければならない。

(b) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」で求められている、対応する前期の数値及びそれ以前の会計期間に関する比較情報も、報告期間の末日現在の測定単位で表示しなければならない。

(c) 正味貨幣持高に係る利得又は損失は、純損益に算入し、区分して開示しなければならない。

IAS第29号は、すでに報告期間の末日現在の測定単位で表現されていない貸借対照表上の金額を、一般物価指数の適用により報告期間の末日現在の測定単位で修正再表示することを求めている*[IAS 29.11]*。下記の設例は、この規定が企業の貸借対照表にどのように適用されるかについて説明している。

設例 2-1: IAS 第 29 号に基づく超インフレの会計処理

超インフレ経済下で営業活動を行っている企業は、IAS第29号に従い、以下のように貸借対照表のすべての非貨幣性項目に一般物価指数を適用し、報告期間の末日現在の測定単位に修正再表示しなければならない。

	修正再表示前 (HC)	過去の一般物価指数*	期末時点の一般物価指数	修正再表示後 (HC)
有形固定資産	225	150	600	900
棚卸資産	250	500	600	300
現金	100			100
資産合計	575			1,300
買掛金	180			180
長期債務	250			250
資本**	145			870
	575			1,300

* 購入日時点の一般物価指数

** 資本の修正再表示についてはここでは説明されていないが、下記セクション 5 で検討されている。

単純化した上記のような設例であっても、以下のように多くの疑問が生じる。

- 各項目を貨幣性項目と非貨幣性項目に適切に区別できるか。
- 適切な一般物価指数をどのように選択すべきか。
- 資産取得時に用いられる一般物価指数は何か。

IAS第29号では、報告期間の末日現在の測定単位への修正再表示に関するガイダンスを提供しているが、これらのインフレ会計に関する手続及び判断をすべての期間で継続的に適用することが、修正再表示後の財務諸表計上額を厳密な正確性を以て算定することよりも重要であるとしている*[IAS 29.10]*。IAS第29号の規定は、一見すると単純に思われるが、適用にあたっては多くの課題に直面する場合がある。これらのIAS第29号に定められている超インフレの会計処理方法を実務に適用する場合の難しさや、その他の側面については、以下で検討している。

2.2 適用範囲

機能通貨が超インフレ経済国の通貨であるすべての企業は、IAS第29号を適用しなければならない*[IAS 29.1]*。

IAS第29号は、企業の個別財務諸表（作成される場合）と連結財務諸表の両方に適用され、また、そのような企業を連結財務諸表に含める親会社にも適用される。

超インフレ経済国の通貨を機能通貨とする企業が、財務諸表を別の表示通貨で表示することを望んでいる場合、あるいは親会社が別の表示通貨を有している場合には、まず、当該企業の財務諸表をIAS第29号に従って修正再表示する必要がある。この修正再表示が行われた後にのみ、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」（下記セクション11を参照）に従って財務諸表を換算することができる。

現地の超インフレ通貨が、IAS第21号に定義される機能通貨ではないと正当性を以て主張できる場合を除き、超インフレ経済下で営業活動を行うほぼすべての企業は、IAS第29号に定められる規定の対象となる（第15章セクション4を参照）*[IAS 21.14]*。

2.3 超インフレの定義

IAS第29号に従い経済が超インフレであるか否か、また、いつから超インフレになったかを決定するためには、判断が必要とされる*[IAS 29.3, IAS 29.4]*。

IAS 第 29 号からの抜粋	
3	本基準書は、超インフレが生じているとみなされる絶対的なインフレ率を定めるものではない。本基準書に準拠した財務諸表の修正再表示がどのような場合に必要となるのかは、判断の問題である。超インフレの指標となるのは国の経済環境の特徴であり、それには以下のものが含まれるが、これらに限定されない。

(a) 一般市民が、財産を非貨幣性資産又は比較的安定した外国通貨で保有することを選好する。保持している自国通貨は、購買力を維持するために直ちに投資される。

(b) 一般市民が、貨幣金額を自国通貨ではなく比較的安定した外国通貨で考える。諸物価が当該外国通貨で示される場合もある。

(c) 信用売買は、たとえ短期間であっても、与信期間中に予想される購買力の喪失を補填する価格で行われる。

(d) 利率、賃金及び諸価格が、物価指数に連動する。

(e) 3 年間の累積インフレ率が、100%に近づいているか又は 100%を超えている。

4 同一の超インフレ経済国の通貨で報告するすべての企業が、同一の日付から本基準書を適用することが望ましい。しかし、本基準書は、企業の財務諸表に、当該企業がその報告通貨国において超インフレの存在を認識した期間の期首から適用される。

ある通貨が、いつから超インフレとなったか、また、いつから超インフレではなくなったか、という判断はともに重要であるが、これを実務上行うことはそれほど容易ではなく、信頼できる統計データの不足が妨げとなることも頻繁にある。その判断にあたっては、トレンドを考慮しつつ一般常識を以て行うことが重要であるが、同時に測定及び表示の一貫性についても考慮する必要がある。いつから超インフレ経済となり、またいつからそうでなくなるかについては、下記セクション10で詳述している。

弊法人のコメント

2023年6月の時点で、アルゼンチン、エチオピア、ハイチ、イラン・イスラム共和国、レバノン、南スーダン、スーダン、スリナム、トルコ、ベネズエラ、イエメン及びジンバブエの通貨は超インフレであると広く考えられている。財務諸表作成者は、このリストが報告日までに変更される可能性があることに留意すべきである。2023年6月の時点では、超インフレ状態の変化を監視すべき通貨を有する国は、アンゴラ、ガーナ、シエラレオネ、スリランカ及びシリアである。

2.4 IAS 第 29 号に基づく修正再表示の手続

IAS第29号に従った財務諸表の修正再表示は、以下の手続を経て行われる。

(a) 一般物価指数の選択（下記セクション 3 を参照）

(b) 貸借対照表の分析及び修正再表示（下記セクション 4 を参照）

(c) 持分変動計算書の修正再表示（下記セクション 5 を参照）

(d) 損益計算書の修正再表示（下記セクション 6 を参照）

(e) 正味貨幣持高に係る利得又は損失の計算（下記セクション 6.3 を参照）

(f) キャッシュ・フロー計算書の修正再表示（下記セクション 7 を参照）

IAS第29号では、比較数値を報告日現在の貨幣単位に修正再表示することが求められている（下記セクション8を参照）。実務上、比較情報の修正再表示は当期の数値の修正再表示に不可欠であり、一般物価指数が選択された後の最初のステップとなる。

IAS第29号を最初に適用する会計年度において、IAS第29号の遡及修正を要求する性質により、すべての過去の金額を当該金額が最後に更新されたさまざまな日付（多くの場合、何年も前の取得日であることが多い）から修正再表示する必要があり、一般的に多大な時間及び複雑な手続を要する。

その後の会計年度においては、前期に報告済みの数値は当期の会計期間におけるインフレーションについてのみ修正され、また当期に認識された項目に関する情報はより容易に入手できるため、修正再表示手続の煩わしさが大幅に軽減される。比較情報の修正再表示は、一部の項目が当期の金額を決定するためにこの修正再表示後の情報に依存しているため、IAS第29号を適用する最初のステップとして行うのが最善である。いくつかの例として、修正再表示後の期首残高と当期の変動額の合計として計算されることが多い有形固定資産の期末残高（下記セクション4.1.4の設例4-1を参照）や、修正再表示後の期首残高を考慮して決定される非貨幣性項目の公正価値測定による利益（下記セクション6.2で説明する）などが挙げられる。

3 一般物価指数の選択

IAS第29号では、企業は一般購買力の変動を反映する一般物価指数を用いることが求められている。同一の超インフレ経済国の通貨で報告するすべての企業が、同一の物価指数を用いることが望ましい*[IAS 29.37]*。

3.1 一般物価指数の選択

この点に関し、実務では、明らかに不備がある場合を除き、消費者物価指数を用いることが一般に妥当と認められている。ほとんどの国の統計局は、IAS第29号において使用しうる複数の物価指数を公表している。適切な物価指数とは、以下の重要な特徴を兼ね備えた指数をいう。

- 広範囲の財とサービスが、物価指数に織り込まれている。
- 特定の地域における購買力ではなく、通貨レベルでの購買力を反映する。
- 測定手法及び基礎となる仮定について継続性及び一貫性が保持されている。
- 偏向がない。
- 頻繁に更新されている。
- 長期間にわたり入手できる。

企業は上記の要件に基づき、最も信頼性が高く、最も容易に入手できる一般物価指数を選択し、当該指数を一貫して使用する必要がある。この際、選択した指数が、超インフレ経済下にある通貨の実態を表していることが重要である。

実務上、最新のインフレ指標は報告日後にならないと入手できないことが多く、一部の国や地域ではこの遅れが著しいことがある。このデータの公開は、報告期間の末日に存在した状況に関する証拠を提供する後発事象である(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第38章「後発事象」セクション2.1.2を参照)。したがって、これは修正を要する後発事象であり、財務諸表を作成する際に考慮される。ただし、これらの指標の公表が大幅に遅れた場合、財務諸表作成者は報告日時点のインフレ指数について見積りを行うことが必要となる場合がある。

3.2 全期間を通じて一般物価指数を入手することが不可能な場合

IAS第29号は、長期性資産の修正再表示が求められる全期間を通じて一般物価指数を入手することができない場合には、物価指数を見積ることを要求している。たとえば、このような見積りを、機能通貨と比較的安定した外貨との為替レートの変動に基づき行うことができる*[IAS 29.17]*。ただし、この方法は、超インフレ経済国の通貨が自由に交換可能である場合、すなわち「為替規制」や「公定」為替レートの対象ではない場合にのみ、適切となる点に留意する必要がある。また、為替レートの著しい変動は、特に短期間においては、国内物価水準の変動以外の要因により生じる可能性があることにも、留意が必要である。

弊法人のコメント

（たとえば、超インフレ経済国の統計局が政治的に大きく偏向しているために）信頼性に関する最低限の要件を満たさず、致命的な欠陥がある一般物価指数しか入手できないと広く意見の一致が見られる場合、あるいは一般物価指数がない場合、企業はIAS第29号第17項に記載されているアプローチと類似した、為替変動に基づく見積りを使用することができる。このような場合、財務諸表作成者はインフレーションの代用としての為替変動の信頼性を考慮する必要がある。これも適切でない場合には、他の経済データの情報源の使用や、さらには専門家の利用が必要となる場合がある。

4 貸借対照表の分析及び修正再表示

IAS第29号の規定に従って貸借対照表の資産及び負債を修正再表示する手続の概要は、以下の図に示すとおりである。

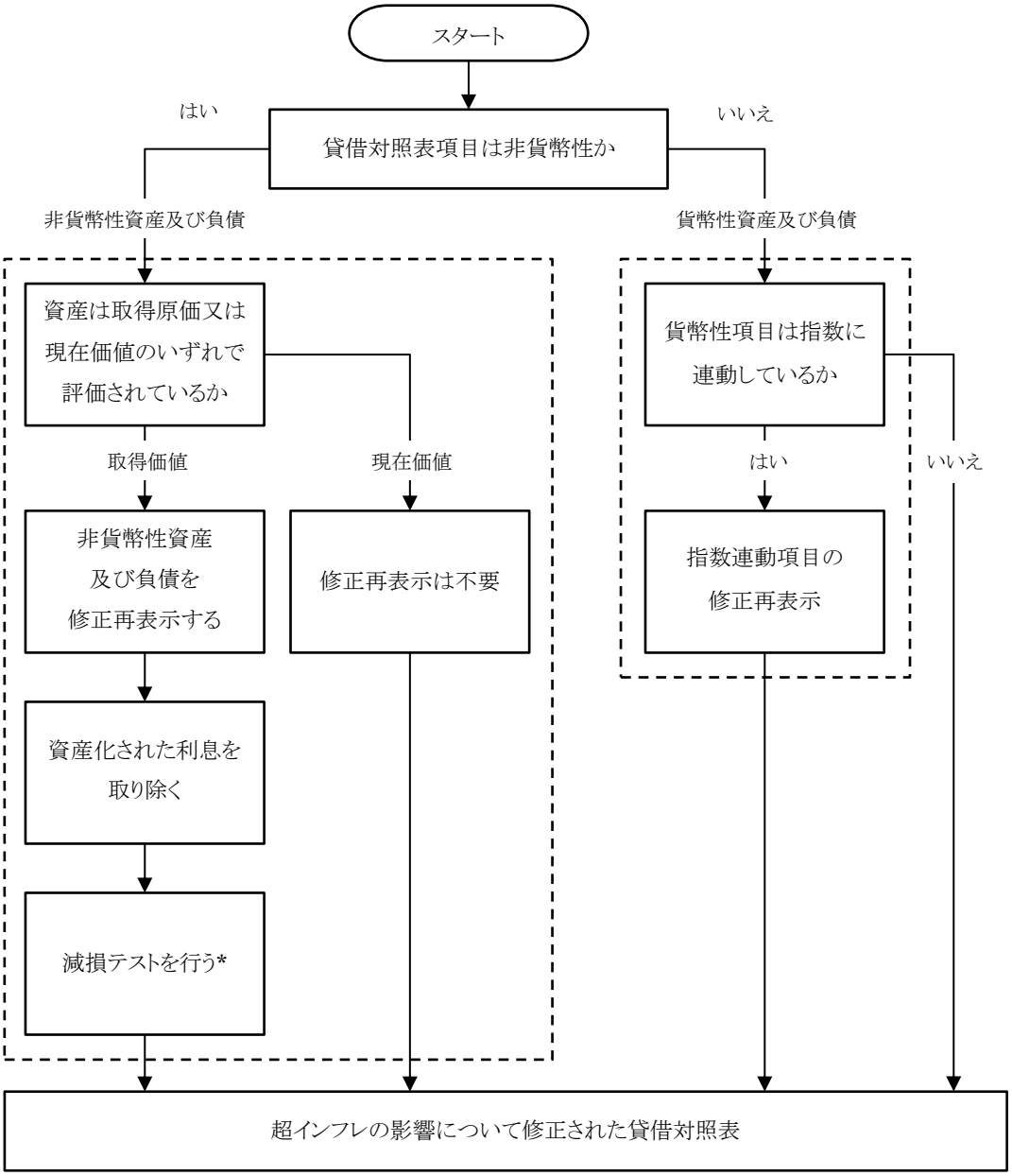

* IAS 第 29 号は、非貨幣性項目の修正再表示額が回収可能価額を超える場合には、該当する IFRS に従って減額することを求めている[IAS 29.19]。

なお、上記のフローチャートでは、投資先及び子会社（下記セクション4.3を参照）、繰延税金（下記セクション4.4を参照）及び資本（下記セクション5を参照）の修正再表示については説明していない。

4.1 貨幣性項目と非貨幣性項目

4.1.1 貨幣性と非貨幣性の区別

貨幣性項目は、すでに報告期間の末日現在の測定単位で表示されているため、修正再表示されない。したがって、企業は、ある項目が貨幣性か否かを判断しなければならない。以下の表に示されているように、ほとんどの貸借対照表項目は、容易に貨幣性又は非貨幣性に分類することができる。

貨幣性項目	非貨幣性項目
資産	資産
現金及び現金同等物 負債性証券 貸付金 売掛金及びその他未収金	有形固定資産 使用権資産 無形資産 資本性証券に対する投資 売却目的で保有する資産 棚卸資産 未成工事支出金 前払費用 投資不動産
負債	負債
営業債務及びその他の債務 借入金 未払税金	繰延収益

しかし、貸借対照表項目の貨幣性又は非貨幣性項目への分類は、常に単純であるとは限らない。IAS第29号では、貨幣性項目を「保有している貨幣及び貨幣で受け取るか又は支払うこととなる項目」と定義している*[IAS 29.12]*。IAS第21号は貨幣性項目を以下のように定義することで、この定義を拡大している*[IAS 21.8]*。

IAS 第 21 号からの抜粋	
8	次の用語は、本基準書では特定された意味で用いている。 （中略） 貨幣性項目とは、保有している通貨単位及び固定又は決定可能な数の通貨単位で受け取るか又は支払うこととなる資産及び負債をいう。 （以下略）

さらにIAS第21号は、貨幣性項目の本質的な特徴は、固定又は決定可能な数の通貨単位を受け取る権利（又は引き渡す義務）であると述べ、その例として、現金で支払われる年金及びその他の従業員給付、現金で決済される引当金、負債として認識される現金配当を挙げている*[IAS 21.16]*。より分かりやすい例とし

ては、現金及び預金、売掛金及び買掛金、貸付金及び借入金がある。

また、IAS第21号では、「可変数量の企業自身の資本性金融商品又は可変金額の資産を受け取る（又は引き渡す）契約のうち、受け取るべき（又は引き渡すべき）公正価値が固定又は決定可能な数の通貨単位に等しい契約も、貨幣性項目である」とされる*[IAS 21.16]*。IAS第21号にはそのような契約の例は記載されていないが、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき金融資産又は負債として表示される自己株式で決済される契約などが、このケースにあたる。

一方、非貨幣性項目の本質的な特徴は、固定又は決定可能な数の通貨単位を受け取る権利（又は引き渡す義務）が存在しないことである。IAS第21号では、財及びサービスに対する前払金額（たとえば、前払賃借料）、のれん、無形資産、棚卸資産、有形固定資産、使用権資産、非貨幣性資産の引渡しにより決済される引当金が例として挙げられている*[IAS 21.16]*。IFRS第9号「金融商品」では、すべての資本性金融商品は非貨幣性項目であると述べられている*[IFRS 9.B5.7.3]*。したがって、子会社、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する資本性投資も非貨幣性項目であると考えられる。IAS第29号では、そのような投資先の修正再表示について個別に規定している（下記セクション4.3を参照）。

このようなガイダンスを用いても明確に区別できないケースも存在する。一定の資産及び負債については分類にあたり慎重な分析が必要である。貨幣性又は非貨幣性項目として、容易に分類することができない項目の例としては、以下が挙げられる。

(a) 引当金：貨幣性にも非貨幣性にも、また部分的に貨幣性項目にもなりうる。たとえば、製品保証引当金は以下のように分類される。

  (i) 顧客が製品を返品し、当初の支払金額と同額の現金の返還を受ける権利のみを有している場合には、すべて貨幣性項目となる。

  (ii) 顧客が欠陥製品と代替製品との交換を受ける権利を有している場合、非貨幣性項目となる。

  (iii) 顧客が代金の返還と欠陥製品の交換のいずれかを選択できる場合、部分的に貨幣性項目となる。

  上記（iii）においては、企業が、これを貨幣性項目と非貨幣性項目のどちらか一方だけに分類することは許容されない。IAS 第 29 号の規定に沿うには、引当金の一部を非貨幣性項目とし、残りを貨幣性項目として処理しなければならない。

(b) 繰延税金資産及び負債：貨幣性か非貨幣性項目かの決定には困難を伴う。これについては下記セクション 4.4 で説明している。

(c) 関連会社及びジョイント・ベンチャー：IAS 第 29 号には、単純な貨幣性と非貨幣性の区別に基づかない投資先の修正再表示について個別に規定されている（下記セクション 4.3 を参照）。

(d) 預託金又は分割払いの受取り又は支払い：支払いが前払金又は分割払いとみなされる場合には、これらの金額は非貨幣性項目として扱われる。しかし、支払いが実質的には返還される預託金である場合には、これらの金額はほとんどの場合、貨幣性項目として扱われる。

(e) 指数連動資産及び負債：金利、リース料又は価格が物価指数に連動する場合は、特に分類が困難である。

弊法人のコメント

このように、実務での適用において貨幣性と非貨幣性の区別は複雑となる場合があり、一部の財務諸表作成者においては判断が必要となる。貨幣性と非貨幣性の区別が問題となる、その他の項目例については、第15章セクション5.4で説明している。

4.1.2 貨幣性項目

一般に、貨幣性項目については、報告期間の末日現在の購買力をすでに反映しているため、インフレーションの影響を反映するための修正再表示は行わない。しかし、指数連動型の債券やローンのように、契約により物価変動に連動する貨幣性資産及び負債は、報告期間の末日時点における返済義務を表現するために、基礎となる契約の条項に従って修正しなければならない*[IAS 29.13]*。この修正金額は、正味貨幣持高に係る利得又は損失と相殺する（下記セクション6.3を参照）*[IAS 29.28]*。

このタイプの修正再表示は、超インフレ会計上の修正ではなく、むしろ金融商品に関する利得又は損失の認識に該当する。IFRS第9号に基づくインフレ指数連動債券及び貸付金の会計処理は、財務報告の複雑さにつながるであろう。インフレ調整に関する条項の具体的な内容次第では、このような契約は組込デリバティブを生じさせる可能性があり、その場合、関連する利得又は損失は、当該金融商品のIFRS第9号における分類に基づき、純損益又はその他の包括利益に計上しなければならない（『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第3章「金融商品：デリバティブ及び組込デリバティブ」セクション5.1.6及び第5章「金融商品：分類」セクション6.3.5を参照）。

4.1.3 現在原価で計上される非貨幣性項目

現在原価で計上される非貨幣性項目は、すでに報告期間の末日現在の測定単位で表現されているため、修正再表示されない*[IAS 29.29]*。現在原価はIAS第29号では定義されていないが、IASBの「概念フレームワーク」に以下の定義が置かれている。「資産の現在原価とは、測定日時点の同等の資産の原価であり、測定日時点で支払われるであろう対価に同日に生じるであろう取引コストを加算したもので構成される。負債の現在原価とは、測定日時点で同等の負債に対して受け取るであろう対価から、同日に生じるであろう取引コストを減算したものである」*[CF 6.21]*。IAS第29号は、「報告期間の末日現在の金額」という概念に正味実現可能価額及び公正価値を含めることによって、当該定義を拡大している*[IAS 29.14]*。要するに、貸借対照表日現在の購買力を反映する価値で計上される項目が含まれることになる。

報告期間の末日より前に再評価されていた非貨幣性項目は、必ずしも現在原価で計上されているわけではないので、直近の再評価の日から修正再表示する必要があることに留意しなければならない*[IAS 29.18]*。これには、たとえば、報告期間より前の期間において回収可能価額まで減損された資産などの項目が含まれ、この場合には減損した日からのインフレーションに合わせて修正する必要がある。同様に、資産を取得するための前払いが非貨幣性である場合、当該資産の当初認識日ではなく、前払いを行った日が現在原価で評価した日となるため、当該前払いの日からのインフレーションに合わせて資産を修正する必要がある。前払いの貨幣性又は非貨幣性の分類については、上記セクション4.1.1で説明している。

超インフレ経済の国では、企業は、国の法律により、IAS第29号に準拠しない方法によって、取得原価会

計に基づく財務情報を修正しなければならないことがある（たとえば、国の法律により、乗数を用いて有形固定資産の帳簿価額を修正しなければならない場合がある）。このような国の法律に従って修正された財務情報も、時として「現在原価」情報とよばれる場合があるが、ほとんどの場合、概念フレームワークに定められる現在原価の定義を満たすものではない*[CF 6.21]*。この場合、企業はIAS第29号を適用する前に、まず、取得原価会計に基づく資産及び負債の帳簿価額を算定しなければならない。

4.1.4 取得原価で計上される非貨幣性項目

取得原価又は減価償却費控除後の原価で計上される非貨幣性項目は、取得日現在の金額を基に計上されている。これらの項目の修正再表示後の取得原価又は減価償却費控除後の原価は、以下のように計算される。

$$\text{超インフレについて修正再表示された正味帳簿価額} = \text{取得原価に基づく正味帳簿価額} \times \frac{\text{報告期間の末日現在の一般物価指数}}{\text{取得日現在の一般物価指数}}$$

この計算式は、有形固定資産、原材料及び商品などの棚卸資産、のれん、特許権、商標権及び類似する資産に対して適用される*[IAS 29.15]*。これは一見容易であるように見えるが、そのためにはこれら資産の取得日と取得日における正確な物価指数を詳細に記録しておく必要がある。ただし、IAS第29号においては、一定の近似値を用いるための手続及び判断が各期を通じて継続的に用いられている場合には、当該近似値を用いることが容認されている点にも留意する必要がある*[IAS 29.10]*。また、十分に詳細な記録が存在せず、見積りもできない場合には、IAS第29号を適用する最初の会計期間において、「独立した専門家による査定価格」を入手し、このような項目の修正再表示の基礎として用いることが必要となる場合があると、基準書には示されているが、このようなケースは稀であるとも述べられている*[IAS 29.16]*。

設例 4-1: 有形固定資産の修正再表示

以下の表は、非貨幣性項目（たとえば、有形固定資産又は使用権資産）の修正再表示金額が、IAS第29号の規定に従ってどのように算定されるかを示している。IAS第29号を最初に適用する際に、当該項目を取得日から修正再表示する。その後の期間は、以下に示すように前期から修正再表示する。

	過去の修正再表示	変換係数	超インフレに関する修正再表示後	
有形固定資産の帳簿価額				
期首残高－1 月 1 日	510	2.40	1,224	(a)
- 追加取得（5 月）	360	1.80	648	(b)
- 処分（3 月）	(105)	2.40	(252)	(c)
- 減価償却	(200)		(448)	(d)
期末残高－12 月 31 日	565		1,172	(e)

(a) 期首残高は、報告期間の期首と期末の間の物価指数の上昇について、前期に IAS 第 29 号に基づき報告された残高を調整することによって修正再表示されている。

(b) 追加取得は、5 月から 12 月の物価指数の上昇について修正再表示されている。

(c) 処分は報告期間の期首と期末の間の物価指数の上昇について修正再表示されている(処分はすべて前期に取得した有形固定資産と仮定)。

(d) 減価償却は、資産ごとに超インフレについて取得原価を修正再表示した後の残高に基づき、再計算されている。

(e) 期末残高は実務上、(a)～(d)を合計して算定する。代替的な方法として、個々の資産の取得原価及び関連する減価償却の累計額を保有期間中の物価指数の変動について修正再表示することによって期末残高を計算することもできる。

上記の(a)から(e)に記載された計算を行うためには、すべて特定日における一般物価指数に関する見積りの入手が必要であり、時として、平均又は実際取引日の最善の見積りを基礎としなければならないことがある。

企業が資産を購入し、支払いが通常の与信期間を超えて繰り延べられる場合には、現金支払額の現在価値を通常、取得原価として計上することになる*[IAS 16.23]*。この際に、利息金額を算定することが実務上不可能である場合には、IAS第29号の救済措置に基づき、このような資産を購入日からではなく支払日から修正再表示することが容認されている*[IAS 29.22]*。

上記で説明した計算の完了後、追加修正が必要となる場合がある。非貨幣性項目の最終的な修正再表示後の原価を計算するためには、暫定的な修正再表示後の原価を(該当する場合には)借入コスト及び減損について以下のように修正する必要がある*[IAS 29.19, IAS 29.21]*。

修正再表示後の原価	＝	超インフレについて修正再表示された正味帳簿価額	－	IAS 第 23 号に従って資産化した借入コストのうちインフレに見合う額	－	回収可能価額への修正

IAS第23号「借入コスト」(第21章「借入コスト」を参照)により通常要求される全額資産化とは異なり、IAS第29号では借入コストの部分的な資産化のみが認められている。これは、企業が借入により調達した有形固定資産等の資本的支出を修正再表示し、さらに同一期間のインフレに見合う部分の借入コストを資産化してしまうという二重計上の危険性があるためである*[IAS 29.21]*。借入コストの資産化の難しいところは、IAS第29号では、インフレに対応しない部分についてのみ借入コストの資産化が求められている点である。しかし、IAS第29号では、インフレーションの影響を補填する部分の借入コストの金額をどのように算定すべきかについてのガイダンスは定められていない。したがって、企業は適切な方法を検討する必要がある。

IAS第29号に従って一般物価指数に基づくインフレ調整を行うことにより、非貨幣性資産が回収可能価額以上の金額で計上されることもある。したがって、IAS第29号では、非貨幣性項目の修正再表示額が、将

来の使用（売却又はその他の処分を含む）からの回収可能価額を超える場合には、該当する会計基準書に従って減額する必要があると定められている*[IAS 29.19]*。IFRS第9号の適用対象ではない非貨幣性資産が過大表示されている場合には、IAS第36号「資産の減損」もしくはIAS第2号「棚卸資産」の測定規定（下記セクション4.2を参照）に従って計算し、会計処理される。すなわち、資産はその回収可能価額又は正味実現可能価額まで評価減され、それに伴う損失は純損益に認識される。

経済における超インフレの存在は減損の指標として明示的には言及されていないが、その結果生じる経済状況により減損の他の指標が存在する可能性が高まるため、減損テストの手続にはさらなる配慮及び注意を払う必要がある。

下記の設例は、これらの考慮事項に関して、一般物価指数を適用して有形固定資産の帳簿価額に基づく取得原価を修正再表示した後に、企業はどのように超インフレについて修正再表示された正味帳簿価額を調整するかについて説明している。

設例 4-2: 借入コスト及び正味実現可能価額の調整

企業は、一般物価指数を適用して有形固定資産の帳簿価額に基づく取得原価を修正再表示した後、超インフレについて修正再表示された当該正味帳簿価額を以下のように調整して、資産の取得以降に資産化された借入コストを考慮に含める必要がある。

超インフレについて修正再表示された正味帳簿価額（借入コストを含む）		1,725	
IAS 第 23 号に従って取得原価で資産化される借入コスト	42		
借入コストのうちインフレに見合う額	(30)		
IAS 第 29 号に従って資産化することが認められている借入コスト	12		
借入コストのうちインフレに見合う額	(30)		
借入コストの修正再表示（変換係数：2.1）		(63)	(a)
超インフレについて修正再表示され、かつ資産化された借入コストを調整した後の正味帳簿価額		1,662	
超インフレについて修正再表示され、かつ資産化された借入コストを調整した後の正味帳簿価額	1,662		
将来の使用に基づく回収可能価額	1,550		
	112		
回収可能価額への減額		(112)	(b)
IAS 第 29 号に従って修正再表示された帳簿価額		1,550	

(a) 当初の取得原価に基づく財務諸表において資産化された一部の借入コストは、IAS 第 29 号では資産化が認められないため、戻し入れられる。

(b) 「超インフレについて修正再表示され、かつ資産化された借入コストを調整した後の正味帳簿価額」が「将来の使用に基づく回収可能価額」を上回る場合は、当該修正再表示額を、「将来の使用に基づく回収可能価額」まで減額しなければならない。

企業の機能通貨が超インフレとなり、IAS第29号を最初に適用する場合、IFRIC第7号はあたかもその経済が常に超インフレであったかのようにIAS第29号を適用することを要求している*[IFRIC 7.3]*。したがって、このような企業は、IAS第29号を最初に適用する年度に、減損の兆候が当期の期首時点で存在しているかどうかを考慮し、減損が識別される場合、当期と関連しているかどうか、あるいはより早く認識されるべきであったかについて判断すべきである。このような判断を実際に下す場合、関連するおそれのある事後的判断の程度を含め、多くの複雑さを伴うであろう。

4.2 棚卸資産

製品及び半製品の棚卸資産は、購入及び加工費が発生した日から修正再表示する必要がある*[IAS 29.15]*。つまり、製品の個々の構成要素は、それぞれの購入日から修正再表示することになる。同様に、複数の別個の工程で生産が行われている場合には、それぞれの工程に関連する費用は、当該費用の発生日から修正再表示する必要がある。

企業の棚卸資産残高に影響する取引の頻度は非常に高いため、棚卸資産に含まれる個々の項目の取得日を決定することが困難となる可能性がある。そのため、企業は一般的に棚卸資産の回転率に基づき棚卸資産の年齢を見積っている。同様に、最新の物価指数が日次レベルでは入手できないことから、取得日時点の一般物価指数を取得月の月次平均により代替することも多い。物価指数があまり頻繁に更新されず、かつ、企業の事業が季節的要因に大きく影響される場合には、適切な一般物価指数の水準の決定は困難を伴うことがある。

IAS第29号は、一般物価指数を用いて棚卸資産を修正再表示することを要求しているが、棚卸資産項目の価格が、一般物価指数とは異なる率で上昇する場合などには、それが資産の過大評価につながることがある。したがって、各会計期間の期末日現在で、棚卸資産項目が正味実現可能価額より高く評価されていないことを確認することが不可欠となる。過大表示された棚卸資産は、IAS第2号に従って正味実現可能価額まで評価減しなければならない*[IAS 29.19]*。

4.3 関連会社、ジョイント・ベンチャー及び子会社の修正再表示

IAS第29号は、持分法で会計処理される関連会社及びジョイント・ベンチャーの修正再表示については個別に規定を設けている。投資先自体が超インフレ経済下の通貨で営業活動を行っている場合には、企業は、投資先の純資産及び経営成績に対する自己の持分を計算するために、IAS第29号の規定に従って、投資先の貸借対照表、損益計算書又はその他の包括利益計算書を修正再表示しなければならない*[IAS 29.20]*。IAS第29号に基づく修正再表示の目的上、投資先に対する投資全体を区分できない単一の

項目として扱うことは認められない。また、IAS第29号では、異なる決算日を有する財務諸表を連結する場合には、それらが非貨幣性項目であるか又は貨幣性項目であるかにかかわらず、すべての項目について連結財務諸表の報告期間の末日現在の測定単位で修正再表示することを要求している*[IAS 29.36]*。

投資企業が必要とする詳細な情報を入手することができないため、持分法を適用する前に関連会社の財務諸表を修正再表示することが困難なことも多い。これは、投資企業が、投資先に対して重要な影響力又は共同支配を有しているからといって、投資先の帳簿及び記録をいつでも制限なく閲覧できるわけではないからである。

投資企業と投資先の様々な組合せについては、以下で説明する。

4.3.1 超インフレではない投資企業と超インフレである投資先

投資企業が事業活動に超インフレ通貨を用いていないが投資先が用いている場合にも、持分法の手続の前に上記で説明したのと同様の手続が要求される。

修正再表示の後、投資先の外貨で表現される修正再表示後の財務諸表を決算日レートで投資企業の表示通貨に換算する*[IAS 29.20]*。IAS第21号にも同様の規定があり、この規定によれば、機能通貨が超インフレ経済下の通貨である企業（すなわち投資先）に関する当期のすべての金額は、直近の貸借対照表日の決算日レートで換算しなければならない（第15章セクション6.1を参照）*[IAS 21.42]*。

4.3.2 超インフレである投資企業と超インフレである投資先

超インフレ経済下の通貨で報告を行う親会社が、同じく超インフレ経済下の通貨で報告を行う子会社を有している場合には、子会社の財務諸表は、親会社が公表する連結財務諸表に含められる前に、その報告通貨の一般物価指数を適用して修正再表示されなければならない*[IAS 29.35]*。投資企業が、機能通貨が超インフレ経済下の通貨である子会社を有している場合には、IAS第21号は、子会社に対して修正されているすべての当期の金額が、直近の貸借対照表の日現在の決算日レートで換算されるべきであることをさらに明確化している（第15章セクション6.1を参照）*[IAS 21.42]*。関連する比較対象金額の修正再表示については、下記セクション11.3で述べている。

4.3.3 超インフレである投資企業と超インフレではない投資先

超インフレ経済下の通貨で報告する親会社が、超インフレではない通貨で報告する子会社を有している場合、このような子会社の財務諸表はIAS第21号第39項に従って換算しなければならない（第15章セクション6.1を参照）*[IAS 21.39]*。

4.4 繰延税金の計算

繰延税金資産及び負債が貨幣性項目であるか非貨幣性項目であるかの判断は、以下の理由により困難である。

- 繰延税金は、関連する資産又は負債に応じて、貨幣性項目又は非貨幣性項目のいずれにもなりうる評価項目の性格を有していると考えられる場合がある。
- 一方で、非常に近い将来に支払う又は受け取ることになる繰延税金は、当期未払税金及び未収税金とほぼ同じであると解することもできる。したがって、それが未払又は未収のどちらであっても、繰延税金のうち、少なくとも短期部分は貨幣性項目であるかのように扱う必要がある。

IFRIC第7号では、IAS第29号を初めて適用する場合に、それを容易にするためのガイダンスを定めている。IFRIC第7号では、繰延税金が貨幣性項目か非貨幣性項目かについては、今でも意見が分かれると述べられているが*[IFRIC 7.BC21, IFRIC 7.BC22]*、実務上は次の理由により議論に決着がついている。

- IAS第12号「法人所得税」により、貨幣性項目と非貨幣性項目とを区別することなく、年度の貸借対照表における繰延税金の期末残高は、資産及び負債の帳簿価額と税務基準額との差額に基づいて計算することが求められる。
- IFRIC第7号により、企業は、報告期間の開始貸借対照表日現在の非貨幣性項目の名目帳簿価額を、当該日の測定単位を適用することにより修正再表示した上で、IAS第12号に従って比較期間における繰延税金項目を再測定することが求められる。このように再測定した繰延税金項目は、その後、報告期間の期首と期末の間の測定単位の変動に基づき修正再表示する*[IFRIC 7.4]*。

IFRIC第7号の設例に基づく以下の設例は、企業がどのように比較期間の繰延税金を修正再表示すべきかを説明している*[IFRIC 7.IE1-IE6]*。

設例 4-3: 繰延税金の修正再表示

A社は20X0年12月に取得した建物を所有している。この建物の帳簿価額及び税務基準額、繰延税金負債は以下のとおりである。

IAS 第 29 号に基づく修正再表示前	20X2 年	20X1 年
建物（修正再表示なし）	300	400
税務基準額	200	333
税率	30%	30%
繰延税金負債		
（300 - 200） × 30% =	30	
（400 - 333） × 30% =		20

A社は、20X2年に超インフレ環境下にあると認識したため、20X2年の期首からIAS第29号を適用した。A社は、財務諸表の修正再表示のため、以下の一般物価指数及び変換係数を用いる。

	一般物価指数
20X0 年 12 月	95
20X1 年 12 月	135
20X2 年 12 月	223

下記の表は、IFRIC第7号で要求されている方法を示したものである。

	20X2 年	20X1 年	
建物（修正再表示なし）	300	400	
建物（20X2 年財務諸表における修正再表示）			
300 ×（223 ÷ 95）=	704		
400 ×（223 ÷ 95）=		939	
建物（20X1 年財務諸表における修正再表示）			
400 ×（135 ÷ 95）=		568	(a)
税務基準額	200	333	(b)
繰延税金負債（20X2 年財務諸表における修正再表示）			
（704 - 200）× 30% =	151		
（568 - 333）× 30% = 71;　71 ×（223 ÷ 135）=		117	

A社は、20X1年の財務諸表で修正再表示された建物の帳簿価額である（a）と当該日時点における税務基準額である（b）を比較することにより、20X1年期末の一時差異を測定する。これにより計算された一時差異に適切な税率を乗じ、当該金額を20X2年度における超インフレについて調整すると、繰延税金負債117が算出される。

A社は所定年度の財務諸表を修正再表示した後、その後の報告期間の財務諸表におけるすべての比較年度数値（繰延税金項目を含む）は、当該報告期間における測定単位の変動を、比較年度の修正再表示後の財務諸表数値に適用することで、修正再表示される*[IFRIC 7.5]*。

IAS第29号では、超インフレ経済下で営業活動を行っている企業が繰延税金を計算する際のガイダンスについては、IAS第12号を参照するとされている*[IAS 29.32]*。IAS第12号は、IAS第29号に準拠して資産及び負債を修正再表示する際に、当該修正が税務上は認められない場合には、一時差異が生じると述べている*[IAS 12.IE.A18]*。IAS第29号に定められる修正再表示により一時差異が発生する場合、IAS第12号に基づき、以下の会計処理が必要となる。

- 繰延税金収益又は費用は純損益に計上される。
- 修正再表示に加えて、非貨幣性資産が再評価されるときは、再評価剰余金に関する繰延税金の変動はその他の包括利益で認識され、修正再表示に係る繰延税金は純損益で認識される。

たとえば、有形固定資産の再評価による再評価剰余金に関する繰延税金は、企業が超インフレ経済下で

営業活動を行っていなかったと仮定した場合の会計処理と同様に、その他の包括利益に計上する。一方、取得原価で測定されている有形固定資産についてIAS第29号に準拠して行われる修正再表示は、純損益に計上する。このように、取得原価で評価される非貨幣性資産及び再評価される非貨幣性資産に関する繰延税金の処理は、IAS第12号の一般原則と整合する。

超インフレ経済下の国の税務当局は、資産の税務基準額を引き上げることにより、膨らんだ名目利益に対する課税をある程度軽減させる場合がある。このような税務基準額の引き上げは、一時差異に影響を及ぼすが、これについては『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第33章「法人所得税」セクション10.1で説明している。

5 持分変動計算書の修正再表示

企業はIAS第29号を最初に適用する場合、以下のように、表示される最も古い会計期間の期首において、所有者持分の内訳項目を修正再表示する*[IAS 29.24]*。

- 利益剰余金及び再評価剰余金以外の所有者持分の構成要素は、当該構成要素の拠出日又は発生日から一般物価指数を用いて修正再表示する。
- 過年度に発生した再評価剰余金は消去する。
- 修正再表示後の利益剰余金は、貸借対照表上のその他のすべての項目を修正再表示することにより算定される。

最初の会計期間の期末及びその後の各会計期間において、所有者持分のすべての内訳項目は、期首又は拠出日のいずれか遅い方の日から、一般物価指数を適用して修正再表示される*[IAS 29.25]*。事後的な再評価に関しては、資本に再評価剰余金が計上されることになる。

IFRSでは、再評価剰余金を定義しておらず、どの剰余金がこの定義を満たすのかが不明確である。「再評価」の概念がどの程度広く適用されるかに応じて、たとえば、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品や数理計算上の差異に関連する剰余金は、これらが個別に表示されている場合には、再評価剰余金に含まれる場合がある。初度適用時及びその後の年度に採用されるアプローチは、特に純損益に組替調整される剰余金に影響を及ぼすが、これについては下記セクション6.4で説明している。

IFRSでは、同様に利益剰余金も定義しておらず、多くの国や地域では利益剰余金残高の一部を特定の積立金（多くは配当不能）に充当することが求められている。そのような場合、企業は、これらの積立金が本質的に利益剰余金の一部であるかどうかを決定するために判断を行使する必要がある（利益剰余金の一部である場合は、IAS第29号第24項で説明するように、一般物価指数を用いて修正再表示しない）。これらの積立金が資本の個別の構成要素とみなされる場合は、上記で説明したとおり、IAS第29号を最初に適用する会計期間の期首時点、ならびに最初の会計期間及びその後の会計期間の期末時点において、一般物価指数を用いて修正再表示する。

企業が、保有する剰余金の種類に関してこのような判断を行い、その判断が財務諸表に認識されている金額に重要な影響を与えている場合、IAS第1号は、当該判断を財務諸表利用者に開示することを求めている*[IAS 1.122]*。

IAS第29号では、資産、負債及び所有者持分の個々の構成要素の修正再表示についてのガイダンスが提供されているが、企業が遵守する必要がある国の法律や規制によっては、このような再評価が認められない場合がある。そのため、IAS第29号に基づき分配可能な剰余金の修正再表示が必要となる場合であっても、当該国又は地域の法律上では、分配可能な剰余金の金額が変わらないこともある。すなわち、IAS第29号に基づく「修正再表示後の利益剰余金」は、法的には必ずしもすべてが分配可能となるわけではない。

そのため、IAS第29号に基づき修正再表示された財務諸表の利用者にとって、資本の構成要素のうちどの範囲までが分配可能なのか明らかでない可能性がある。IASBの基準は、国境を越えて適用されるため、法人の資本に関する各国の具体的な法的要件に個別に対応することはできない。

弊法人のコメント

資本のカテゴリー、特に分配可能な資本のカテゴリーを規定する法律又は規制がある国及び地域では、IAS第29号に基づき報告を行う企業は、その分配可能額が財務諸表から明らかでない場合には、資本の構成要素のうち分配可能な金額を開示する必要がある。我々は、IAS第29号に基づく調整により、実際には分配可能でないにもかかわらず、表面上多額の分配可能な剰余金が発生しているかのようにみえる状況においては、企業は補足情報を提供することが重要であると考えている。

設例 5-1: 資本の修正再表示

下記の表は、IAS第29号に従って、その初度適用時に資本の個々の構成要素を修正再表示した場合の影響を示している。一般物価指数を適用することによって、資本金（発行済株式）及び株式払込剰余金が増加し、基準書で求められるように再評価剰余金が消去され、利益剰余金は修正再表示後の貸借対照表のその他のすべての金額の差額として算定されている。

	修正再表示前の金額	IAS 第 29 号に基づく修正再表示後の金額	国の法律で定められる資本の構成要素
発行済資本金及び株式払込剰余金	1,500	3,150	1,500
再評価剰余金	800	-	800
利益剰余金	350	1,600	350
資本合計	2,650	4,750	2,650

IAS第29号に従って修正再表示された情報から、企業の財務諸表利用者は、分配可能剰余金が350から1,600に増加しているという印象を持つ可能性がある。しかし、所在地国の法規制の下では、資産、負債及び資本の構成要素の再評価が認められていない場合には、分配可能な剰余金は元の金額のままである。

6 損益計算書及びその他の包括利益計算書の修正再表示

IAS第29号では、取得原価主義会計に基づく損益計算書及びその他の包括利益計算書の項目について、そのすべてを報告期間の末日現在の測定単位で表示しなければならない*[IAS 29.26]*。IAS第29号は、現在原価に基づく損益計算書及びその他の包括利益計算書についても類似の規定を含めている。これは、基礎となる取引や事象は、報告期間の末日現在の測定単位ではなく、発生した時点の現在原価で記録されているためである*[IAS 29.30]*。したがって、損益計算書及びその他の包括利益計算書のすべての項目について、以下のように修正再表示する必要がある。

$$\text{修正再表示後の金額} = \text{修正再表示前の金額} \times \frac{\text{報告期間の末日時点の一般物価指数}}{\text{基礎となる収益又は費用が最初に計上された時点の一般物価指数}}$$

財務諸表について、このような計算を実際に行うには、いつ取引を実行したか、いつ費用が発生したかをより詳細に記録しておく必要があり、困難であることが多い。そのため、各取引に対して正確に実際の物価指数を適用する代わりに、取引日時点の実際のレートに近似する平均物価指数を適用する方がむしろ実務的となる場合がある。たとえば、1週間や1ヵ月の平均物価指数を、その間に発生したすべての取引に用いることが考えられる。しかし、物価指数が大きく変動する場合、一定期間の平均レートの使用が不適切となる点には十分留意する必要がある。

損益計算書及びその他の包括利益計算書には、たとえば受取利息及び支払利息など、超インフレの影響を相殺する意図をもった要素が含まれることもある。しかし、IAS第29号では「すべての金額を修正再表示」することが求められているため、そのような項目であっても修正再表示する必要がある（下記セクション6.1を参照）*[IAS 29.26, IAS 29.30]*。

以下の設例6-1は、企業が収益をどのように報告期間の末日現在の測定単位に修正再表示するかを説明している。なお、下記セクション6.2及び6.4で説明しているように、いくつかの例外を除き、類似の計算方法を損益計算書及びその他の包括利益計算書のその他の項目に対しても適用することができる。

設例 6-1: 取得原価に基づく損益計算書及びその他の包括利益計算書の修正再表示

企業は20X2年12月31日に終了する期間の収益を修正再表示する。同期間末の一般物価指数は以下の表のように2,880である。

	一般物価指数	変換係数	修正再表示前収益	修正再表示後収益
20X2 年 1 月 31 日	1,315	(2,880 ÷ 1,315) = 2.19	40	87.6
20X2 年 2 月 28 日	1,345	(2,880 ÷ 1,345) = 2.14	35	74.9
20X2 年 3 月 31 日	1,371	etc. = 2.10	45	94.5
20X2 年 4 月 30 日	1,490	1.93	45	86.9

20X2 年 5 月 31 日	1,600	1.80	65	117.0
20X2 年 6 月 30 日	1,846	1.56	70	109.2
20X2 年 7 月 31 日	1,923	1.50	70	105.0
20X2 年 8 月 31 日	2,071	1.39	65	90.4
20X2 年 9 月 30 日	2,163	1.33	75	99.8
20X2 年 10 月 31 日	2,511	1.15	75	86.3
20X2 年 11 月 30 日	2,599	1.11	80	88.8
20X2 年 12 月 31 日	2,880	1.00	80	80.0
			745	1,120.4

弊法人のコメント

実務上は、企業は詳細な計算ではなく加重平均の利用や、基礎となる取引のタイミングに関する仮定（たとえば、上記の計算では月次収益が月末に稼得されると仮定しているが、これは現実とは異なる）の利用などが求められるため、この手続には必然的に概算が含まれることになる。どの程度詳細な仮定や計算を利用するのが適切であるかを決定する際には、以下のようないくつかの要因を考慮する必要があると考えられる。

- 利用可能なデータの水準: ほとんどの国及び地域では、インフレ統計は月単位でのみ利用可能である。一方、超インフレの手続で昔のデータが必要な場合に（たとえば、数十年前に購入された物件など）、月次情報さえ入手できないことがある。
- インフレ修正される項目の重要性: より重要な項目ほど、より詳細な計算を行う必要がある。たとえば、収益は少額の費用勘定よりも詳細な計算を使用してインフレ修正する必要がある。
- 取引の頻度: 1回限りの取引、特に重要な取引の場合は、より具体的なインフレデータの方が適切である。たとえば、年間を通じて比較的安定して行われた購入取引に関連するデータよりも、重要な企業結合が行われた日のインフレデータについて、より注意を払う必要がある。

考慮すべきその他の要因としては、取引の規則性やインフレ率の変動の水準などが挙げられる。

6.1 金利及び換算差額の修正再表示

多くの場合、問題となるのが、換算差額をIAS第29号に従って修正再表示すべきか否かという点である。これは、IAS第29号は、「投資又は借入資金に係る換算差額なども、正味貨幣持高に関連する」と考えているためである*[IAS 29.28]*。しかし、IAS第29号は、損益計算書及びその他の包括利益計算書のすべての項目に関して、報告期間の末日現在の測定単位で表示することを求めている。IAS第29号では、「したがって、すべての金額は、収益及び費用の項目を財務諸表に最初に記録した日から、一般物価指数の変動を適用して修正再表示する必要がある」とされている*[IAS 29.26]*。

そのため、金利と換算差額についても、損益計算書及びその他の包括利益計算書のその他の項目と同様に、インフレーションの影響について修正再表示して、総額で表示する必要がある。ただし、損益計算書及びその他の包括利益計算書において正味貨幣持高に係る利得又は損失とともに表示することが有用となる場合もあるとされている*[IAS 29.28]*。

6.2 一般的なアプローチが適用されない場合における収益及び費用

収益及び費用の特定の項目は、上記セクション6で説明した一般的なアプローチを適用してインフレーションについて修正できない。これは通常、その項目が資産又は負債の価値から算定され、たとえば、以下のように資産又は負債へのIAS第29号の適用により収益又は費用の測定が行われる場合が該当する。

- *売上原価*は、当期中の棚卸資産の期首及び期末の残高及び仕入高に基づいて計算される。販売した棚卸資産のIAS第29号の価値を反映するために、この計算の各構成要素が修正再表示され、計算が再度実行される。
- *減価償却費及び償却費*は、資産ごとに超インフレについて修正再表示された関連資産の取得原価を使用して再計算される。別の方法として、年間の減価償却費に変換係数を適用して減価償却費を修正再表示する方法は、適用しやすいように見えるかもしれないが、当該変換係数は、この取得原価が最後に測定されたとき（つまり、資産の取得日）以降のすべてのインフレーションを反映するわけではない。同様に、そのような資産の処分損益は、処分した日から修正再表示された収入金額から、上記の設例4-1に示すように修正再表示された帳簿価額を控除した金額に基づいて計算されなければならない。
- *非貨幣性項目の利得及び損失*のうち、公正価値測定によるものは、通常、修正再表示後の期首残高（又は年度中に取得された場合には修正再表示後の取得日の価値）と報告日の公正価値との差額として計算される。
- *繰延税金の金額*のうち、純損益に認識されたものは、上記の設例4-3に従って決定される繰延税金残高の変動に基づいて計算される。
- *正味貨幣持高に係る利得又は損失*（下記セクション6.3を参照）。

6.3 正味貨幣持高に係る利得又は損失の計算

理論的には、超インフレは貨幣及び貨幣性項目にのみ影響を与え、非貨幣性項目の実質価値には影響を及ぼさない（ただし、非貨幣性項目であっても名目的な価格には影響を与える）。したがって、超インフレによる利得又は損失は、企業の正味貨幣持高に係る利得又は損失となる。以下のように通常の貸借対照表を組み替えることにより、貨幣性項目の正味持高から非貨幣性項目の正味持高を差し引いた残高は、常にゼロとなることが分かる。

	合計	貨幣性項目	非貨幣性項目
貨幣性資産	280	280	
非貨幣性資産	170		170
貨幣性負債	(200)	(200)	
非貨幣性負債	(110)		(110)
資産－負債	140		
株主資本	(140)		(140)
正味持高	0	80	(80)

理論的には、正味貨幣持高に係る利得又は損失は、企業の貨幣性資産及び負債に一般物価指数を適用することで計算することができる。ただし、そのためには、企業は日々の正味貨幣持高を算定しなければならず、IFRSに準拠した勘定を日次で作成するのに必要なリソース及び貨幣性項目と非貨幣性項目の区別の難しさを考慮すると、実務上まったく不可能である(上記セクション4.1を参照)。したがって、IAS第29号は、正味貨幣持高に係る利得又は損失を、貨幣性資産と貨幣性負債の差額の期中における加重平均値に、一般物価指数の変動を適用して見積ることを認めている*[IAS 29.27, IAS 29.31]*。このような期間の平均(又は月次平均)に基づく計算は、超インフレのパターンと正味貨幣持高の変動を正確に考慮しなければ、信頼性に欠けたものとなってしまうため、正味貨幣持高に係る利得又は損失の見積りは慎重に行われなければならない。

しかし、上記の表に示されるとおり、非貨幣性項目の修正再表示は、これと対応する貨幣性項目の修正と一致するはずである。したがって、財務諸表を作成する場合、正味貨幣持高に係る利得又は損失は、非貨幣性項目や資本項目、損益計算書項目の修正再表示のちょうど裏返しになると仮定する方がより実務的である。これにより、正味の利得又は損失を単独で計算した数値は、非貨幣性項目の修正再表示の妥当性を検証するために使用することができる。

上記のように計算された正味貨幣持高に係る利得又は損失は、インフレ指数連動商品の調整(上記セクション4.1.2を参照)と同様に、純損益に含められ、別個に開示しなければならない。また、この利得又は損失を、金利収益及び金利費用、ならびに投資又は借入資金に係る為替換算差額など、正味貨幣性項目に関連する項目と共に表示することは有用となる場合がある*[IAS 29.28]*。

6.4 資本の組替調整額の測定

IAS第29号は、その他の包括利益の組替調整に関する測定基礎についてのガイダンスを定めていない。たとえば、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産を売却する場合、純損益に組替調整する金額は、過去にその他の包括利益に計上した金額を基礎とするのか、それともインフレ調整後の金額を基礎とするのか、明確にされていない。もう1つの例としてはキャッシュ・フロー・ヘッジが該当し、過去の報告期間に計上された利得又は損失が、後日純損益にリサイクルされヘッジ対象の利得又は損失と相殺される場合が挙げられる。

その他の包括利益の項目は純損益にリサイクルされる金額とそうでない金額とに区分することが求められ、それにより議論が生じている。この区分についての要求事項は、当初その他の包括利益に計上された金額

は最初に計上した金額でリサイクルされるべきであることを示している。これによって、その他の包括利益に関する要求事項を満たすかもしれないが、損益計算書及びその他の包括利益計算書において目的適合性のある情報が失われることになる。上記の例によると、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品の処分に係る利得又は損失は、もはや純損益項目の修正再表示のために用いられる指数に基づいて表示されることはない。キャッシュ・フロー・ヘッジの場合、損益計算書上で見込まれていた相殺についても達成されないこととなる。代替的な方法としては、適用されている現在の指数に基づき修正再表示されている金額をリサイクルするということがある。以下はその設例である。

設例 6-2: 組替調整額の測定

ある企業が 20X0 年 12 月 31 日に満期 3 年の固定金利（15%）の債券 100,000 百万円発行した。当該企業は、債券発行前に 3 年の固定金利の変動をヘッジする完全に有効なキャッシュ・フロー・ヘッジ取引を締結し、それによって 6,000 百万円の利得が生じており、その他の包括利益に認識している。企業は、当該債券が純損益に影響を与えるのと同じ期間（つまり、満期時に返済される前提であれば 3 年間）を通じて、この利得をその他の包括利益から純損益に組替調整する。したがって、超インフレではない環境においては、この 3 年間に毎年 2,000 百万円が利息費用に対する調整としてその他の包括利益から純損益に組替調整されることになる（定額アプローチが適切と考えられる場合）。

IAS 第 29 号は、その他の包括利益の組替調整を超インフレの影響を織り込んで調整すべきかどうかについて明示していない。以下の設例は、キャッシュ・フロー・ヘッジ利得の組替調整を超インフレの影響を織り込んで調整した場合とそうでない場合の違いを示している。本設例では、20X1 年 12 月 31 日時点の一般物価指数を 100、20X2 年 12 月 31 日時点の一般物価指数を 150 と仮定する。

	20X2 年 超インフレ 調整する 百万円	20X2 年 超インフレ 調整しない 百万円	20X2 年 超インフレではない 百万円
純利益			
利息費用	…	…	…
キャッシュ・フロー・ヘッジ利得の組替調整	(a) 3,000	2,000	2,000
その他の包括利益			
キャッシュ・フロー・ヘッジ利得の組替調整	(3,000)	(2,000)	(2,000)

(a) 6,000 × (150/100) ÷ 3

本設例に対する IAS 第 29 号適用前の基本的な会計規定は、現在 IFRS 第 9 号（IFRS 第 9 号のヘッジ会計規定をまだ適用していない場合は、IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」）に含まれている。

超インフレによる調整アプローチは損益計算書及びその他の包括利益計算書上の目的適合性のある情報を確保する一方、その他の包括利益に最初に計上される金額と、その後にリサイクルされる金額が異なることになる。

弊法人のコメント

IAS第29号に直接のガイダンスがないため、その他の包括利益からの組替調整額を測定するにあたり、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」のヒエラルキーに基づいた会計方針の策定が求められるであろう。そのような会計方針の策定にあたっては、企業は判断を要し、純損益にリサイクルさせる基準書の目的を考慮する必要がある。

ヘッジ会計の目的とヘッジ関係において指定されたヘッジ対象であるリスクを理解することは、適切な会計方針の策定において目的適合性のために重要な情報となるであろう。

会計方針の策定後は、特定の種類の資本の組替調整について、IFRS会計基準の一般的な規定（首尾一貫した手続及び判断の適用）に従う必要がある。資本間における組替調整にはさまざまな種類があるため、企業は生じる可能性のある調整の種類ごとに適切な方針を策定する必要があろう*[IAS 8.10]*。

7 キャッシュ・フロー計算書の修正再表示

IAS第29号では、キャッシュ・フロー計算書のすべての項目を、報告期間の末日現在の測定単位で表示することを要求している*[IAS 29.33]*。実務において、この規定を充足することは難しい。

IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」では、以下の情報を表示することが求められている*[IAS 7.6, IAS 7.10]*。

- 営業活動によるキャッシュ・フロー：営業活動とは、企業の主たる収益獲得活動及びその他の活動のうち、投資又は財務活動以外の活動をいう。
- 投資活動によるキャッシュ・フロー：投資活動とは、長期性資産及び現金同等物に含まれない他の投資の取得及び処分をいう。
- 財務活動によるキャッシュ・フロー：財務活動とは、企業の拠出資本及び借入の規模と構成に変動をもたらす活動をいう。

IAS第29号は、実際にキャッシュ・フロー計算書のほとんどすべての項目の修正再表示を求めている。このことは、取引時点の実際のキャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書に表示される数値とは異なることを示している。しかし、すべての項目が同じ方法を用いて修正再表示されるわけではなく、修正再表示の多くは見積りに基づいて行われる。たとえば、損益計算書項目は、収益が稼得され費用が発生した時点における一般物価指数の見積りを用いて修正再表示される。これによる不整合を回避することはできない。同様に貸借対照表項目を修正再表示する場合も、貨幣性か非貨幣性か簡単には分類されない項目があることにより、不整合が生じることとなる。これにより、貸借対照表項目に関連する正味貨幣持高に係る利得又は損失を、どのようにキャッシュ・フロー計算書で区分表示すべきか、という問題が生じる。

IAS第29号は、正味貨幣持高に係る利得又は損失を、キャッシュ・フロー計算書にどのように表示すべきかを明らかにしていない。そのため、実務では以下のような異なるいくつかのアプローチがとられている。

- 営業活動、投資活動及び財務活動のそれぞれについて、これらの活動から生じるキャッシュ・フローにインフレーションがもたらす影響額を個別に表示し、正味貨幣持高に係る利得又は損失については、現金及び現金同等物の調整表に調整項目として表示する。
- 現金及び現金同等物における正味貨幣持高に係る利得又は損失、ならびに営業活動、投資活動及び財務活動からのキャッシュ・フローにインフレーションが与える影響額を1つの項目で合算表示する。
- 営業活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローにインフレーションが与える影響額をその基礎となる項目別に割り振り、現金及び現金同等物の正味貨幣持高に係る利得又は損失を個別に表示する。

弊法人のコメント

どの方法を選択するかにかかわらず、超インフレ経済国の通貨で作成されるキャッシュ・フロー計算書の利用者は、これらのキャッシュ・フロー計算書に表示されている数値はIAS第29に従って修正再表示されている可能性があり、取引日の実際のキャッシュ・フローとは異なる可能性があることに留意する必要がある。

超インフレ経済での活動がかなりの割合を占めている企業は、財務諸表が正しく理解されるよう十分な追加開示を提供すべきかどうか検討することが重要であると我々は考えている。これが、報告される金額と実際の金額の不一致に関する一般的な説明に限定されるのか、それとも主な取引に関する具体的な情報を提供すべきなのかは、影響を受ける取引の性質及び重要性によって決まるであろう。

8 比較対象数値の修正再表示

IAS第29号に基づき、すべての財務情報は当報告期間の末日現在の測定単位で表示しなければならない。そのため、以下の作業が求められる*[IAS 29.34]*。

- 対応する前期の比較数値は、基礎としているのが取得原価アプローチ又は現在原価アプローチのいずれであろうと、一般物価指数を適用して修正再表示される。
- それ以前の会計期間について開示される情報も、報告期間の末日現在の測定単位で表現される。

IAS第29号が前報告期間において適用されている場合は、当報告期間の末日現在の測定単位を前年度の比較数値に適用する単純な数学上の計算となる。この例は、上記の設例4-1における有形固定資産の期首残高の修正再表示において示されている。IAS第29号が最初に適用される場合、下記セクション10.1で説明しているように、比較対象数値の修正再表示はより複雑なプロセスとなる。

9 期中報告

IAS第34号「期中財務報告」に含まれる設例では、超インフレ経済下での期中財務報告は、会計年度末と同じ原則を用いて作成されると述べられている*[IAS 34.IE B32]*。つまり、期中財務諸表は、期中報告期間の末日現在の測定単位で表示し、正味貨幣持高に係る利得又は損失は純利益（純損益）に計上される。前期以前に報告された比較財務情報についても、現在の測定単位で修正再表示しなければならない*[IAS 34.IE B33]*。したがって、四半期情報を報告する企業は、四半期ごとに比較貸借対照表、比較損益計算書及びその他の包括利益計算書ならびにその他の主要な比較財務諸表を修正再表示しなければならない。

財務情報を修正再表示する場合に、企業は「年換算」で正味貨幣持高に係る利得又は損失を認識すること、又は超インフレ経済下での期中財務報告の作成にあたり、見積年間インフレ率を使用することは認められない*[IAS 34.IE B34]*。

超インフレ経済下の通貨で報告を行っている子会社を含むグループの期中報告について、子会社の機能通貨が初めて超インフレ通貨になる年度に特有の問題が生じる。これについては下記セクション11.3でさらに説明している。

10 経過措置

10.1 超インフレ経済になった場合

企業の機能通貨が超インフレとなった場合には、IAS第29号の適用を開始しなければならない。IAS第29号により、過年度の財務諸表及びその他の情報は、報告期間の末日現在の測定単位で表示する必要がある*[IAS 29.8]*。IFRIC第7号はこれらの項目を完全に遡及して修正再表示することを明確にしている。すなわち、企業が超インフレの存在を認識した最初の年には、あたかもその経済が常に超インフレであったかのように、IAS第29号の規定を適用しなければならない。これにより、財務諸表に表示されている最も古い期間の期首における開始貸借対照表は、以下のように修正再表示される*[IFRIC 7.3]*。

- 取得原価で測定されている非貨幣性項目は、資産が取得され、負債が発生又は引き受けた日以降のインフレーションの影響を反映するために修正再表示する必要がある。
- 取得日又は発生日以外の日付時点の金額で計上されている非貨幣性項目は、当該帳簿価額が算定された日以降のインフレーションの影響を反映するために修正再表示する必要がある。

実際、IAS第29号を完全に遡及適用するプロセスは、報告日現在の正しい残高を確保するため、適切な比較数値(及び、特に資本における期首剰余金)を算定する多くのステップを要求する。

12月31日を報告日とする企業が20X2年度の報告期間に超インフレになったと仮定する場合、20X1年1月1日(すなわち、最も古い比較対象期間の期首)現在の修正再表示された利益剰余金の持高を導き出すために、当該日現在で貨幣単位により修正再表示された貸借対照表が、修正再表示された資本の構成要素とともに、算定される必要がある(上記セクション5で説明している)。この手続では、上記セクション4.1.4で説明したように、企業は、回収可能価額との比較が必要となる項目について、その修正再表示後の価値においても減損が求められるかどうかを検討する必要がある。この評価を完了する際には、帳簿価額と回収可能価額の比較において、両者で同一の日付で測定された財務情報を使用した金額を比較することによって、減損テストが実行されるように留意する必要がある。たとえば、20X1年1月1日(つまり、最も古い比較対象期間の期首)に計算された修正再表示後の帳簿価額は、当該日に決定された回収可能価額と比較される。結果として得られる帳簿価額は、20X2年12月31日現在の貨幣単位に修正再表示される。

20X1年度の比較対象報告期間の損益計算書における正味貨幣持高に係る利得又は損失を算定するために、以下のステップが要求される。

- 開始貸借対照表のすべての項目(当該日現在の金額で計上されている項目を含む)が、20X1年12月31日現在の貨幣単位で当該年度のインフレーションについて調整される。
- 20X1年度の財務諸表は、20X1年12月31日現在の貨幣単位で修正再表示される。
- 上記セクション6.3で説明しているように、正味貨幣持高に係る利得又は損失が算定される。

その後、このように算定された財務情報は、報告すべき比較対象を正しく作成するため、過年度の報告日現在の金額で計上されている項目を含め、20X2年12月31日現在の貨幣単位で20X2年度中の超インフレ

について調整される。

初度適用期間においてより複雑な状況は、超インフレではない親会社が超インフレである子会社を支配するグループの報告で発生する。これは、当初の修正再表示手続の会計処理（下記セクション11で説明）及び子会社が超インフレになった期間における期中報告の考慮事項への影響（下記セクション11.3で説明）に関する論点を引き起こす。

10.1.1 比較対象期間の期首現在の貸借対照表の表示

上記のように、IAS第29号への移行に際し、最も古い比較対象期間の期首現在の貸借対照表を、その後のすべての報告の基礎として計算する必要がある。IAS第1号は、企業が「会計方針を遡及適用する」又は「財務諸表項目の遡及的修正再表示を行う」場合に、前期の期首現在の貸借対照表を表示することを要求しており、これは前期の期首現在の貸借対照表の情報に重大な影響を及ぼす*[IAS 1.10(f)]*。

このため、IAS第29号の初度適用を新しい会計方針の採用と見なすべきかどうかという疑問が生じる。IFRSに準拠するということは、実際に該当するかどうかにかかわらず、すべての基準書を採用することが必要である。したがって、IAS第29号の初度適用は、会計方針の変更ではなく、IAS第29号の使用が初めて要求されたということである。IFRIC第7号は、IAS第29号の初度適用を状況の変化であると同時に「会計方針の変更に関する遡及適用と同様である」と説明している*[IFRIC 7.BC17]*。これは、方針の変更ではないことを理由に、財務諸表作成者が最も古い比較対象期間の期首現在の貸借対照表を表示する規定を免除していると解釈される可能性があり、あるいは、その類似性が開示対象となるようなものであることを暗示していると解釈される可能性がある。

弊法人のコメント

財務諸表作成者は、前期の期首現在の貸借対照表の表示が利用者にとってどの程度有益な情報を提供するかを考慮する必要がある。この追加の貸借対照表により、財務諸表注記では提供されていない意味のある情報が財務諸表に追加される場合、これを含めることが有益となるであろう。ただし、実際には、この追加の貸借対照表が表示されている例は限られている。

会計方針の変更による遡及適用など、別の理由でそのような開始貸借対照表が必要な場合、IAS第29号を初度適用したからと言って財務諸表作成者はこの規定を免除されない。

10.2 超インフレ経済ではなくなった場合

通貨が、いつ超インフレでなくなったかを判断することは、実務的に簡単なことではない。報告期間の末日現在だけでなく、その後の趨勢についても検討することが重要である。さらに、首尾一貫性を確保しなければならず、財務諸表を不必要に超インフレとして表示したり、超インフレではないように表示したりすべきではなく、そうした事態を避けるために、より慎重な判断を行う必要がある。

経済が超インフレでなくなった場合には、IAS第29号に準拠した財務諸表の作成及び表示を中止しなければならない。前期末現在の測定単位で表現されている金額は、その後の貸借対照表項目の帳簿価額の

基礎として取り扱うことになる[IAS 29.38]。

今後の帳簿価額の基礎として使用する前報告期間は、企業が期中報告書を作成しているかどうかに応じて、直近の年次報告期間か期中報告期間となるだろう。したがって、期中報告を行う企業は、IAS第29号が適用された期中会計期間と適用されない期中会計期間の数値が混在することになり財務諸表の理解が難しくなる可能性があることに留意する必要がある。これについては、下記の設例10-1で説明している。

設例 10-1: 期中報告期間に超インフレ経済ではなくなった場合

企業は、12 月 31 日を会計年度の期末とし、四半期ごとに期中財務諸表を作成している。直近の年次財務諸表は、経済が超インフレ状態にあった 20X1 年 12 月 31 日に終了する期間について作成されたものである。20X2 年 8 月、超インフレ経済ではなくなった。下記の表は財務諸表に与える影響を示している。

会計期間	財務諸表への影響
年次(20X1 年 12 月 31 日)	超インフレ会計
期中(20X2 年 3 月 31 日)	超インフレ会計
期中(20X2 年 6 月 30 日)	超インフレ会計
期中(20X2 年 9 月 30 日)	IAS 第 29 号の適用対象外である。 今後の帳簿価額の基礎として 20X2 年 6 月 30 日時点の残高を用いる。 比較情報には、20X2 年 6 月 30 日までの超インフレに関する調整が含まれる。
年次(20X2 年 12 月 31 日)	IAS 第 29 号の適用対象外である。 20X2 年 12 月 31 日時点の残高は、今後の帳簿価額の基礎として 20X2 年 6 月 30 日を用いる。 比較情報には、20X2 年 6 月 30 日までの超インフレに関する調整が含まれる。

10.3 激しい超インフレ経済から脱却した場合

IFRS第1号には、IFRS移行日前、又はIFRSに準拠した財務諸表を作成できなくなった後のIFRSの再適用時に、激しい超インフレにさらされている企業に対する免除規定が定められている[IFRS 1.D26, IFRS 1.D27]。

IFRS 第 1 号からの抜粋	
D26	企業の機能通貨が超インフレ経済の通貨であったか又は現にそうである場合には、企業は、IFRS 移行日前に当該通貨が激しい超インフレに晒されていたかどうかを判定しなければならない。これは、IFRS を初めて採用する企業及び IFRS を以前に適用したことのある企業に適用される。
D27	超インフレ経済の通貨は、次の両方の特徴がある場合には、激しい超インフレに晒されている。 (a) 信頼性のある一般物価指数が、当該通貨での取引及び残高のあるすべての企業に利用可能でない。 (b) 当該通貨と相対的に安定した外貨との間に交換可能性がない。

この免除規定は、2008年にジンバブエで生じた具体的な論点を受けて設けられた。ジンバブエでは激しい超インフレによって財務諸表の作成能力が完全に損なわれていた。この状況を受けて、IFRS第1号に、IFRSを初度適用する企業、もしくは、激しい超インフレによりIFRSを再適用することになった企業のいずれにも適用できる免除規定が設けられた。この免除規定によって、このような状況下にある企業は、機能通貨正常化日前に有していたすべての資産及び負債を、IFRS移行日に公正価値で測定することを選択できる*[IFRS 1.D29]*。実際には、(IFRS第1号で説明されている)激しい超インフレが生じるのは、経済的に非常に稀なケースである(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第5章「初度適用」セクション5.17を参照)。

激しい超インフレの特徴は、2023年8月の「交換可能性の欠如(IAS第21号「外国為替レート変動の影響」の修正)」の公表により、若干修正された。

11 超インフレである企業の異なる表示通貨への換算

IAS第21号に基づき、企業は、自社が営業活動を行う主たる経済環境の通貨を機能通貨と決定しなければならない。機能通貨が超インフレ経済下の通貨である場合、企業はIAS第29号に従って財務諸表を修正再表示する。企業は、IAS第21号に従って決定された機能通貨以外の通貨を機能通貨として採用することで、修正再表示を回避することはできない*[IAS 21.14]*。

しかし、企業は、どのような表示通貨によっても財務諸表を表示することが認められている。さらに、企業集団の中に機能通貨が異なる個々の企業が含まれている場合には、各企業の業績と財政状態は、連結財務諸表を表示できるように共通の通貨で表現される*[IAS 21.38]*。表示通貨を変更したとしても、企業の機能通貨又はIAS第29号の適用を要求する規定が変わることはない。

超インフレであるとみなされている国・地域では厳格な為替管理が敷かれていることが多く、したがって、表示通貨への換算のための適切な為替レートを決定することが難しいことに留意する必要がある。適切なレートを決定するために判断が必要な場合には、その旨を開示すべきである。2014年に、解釈指針委員会は、複数の為替レートが利用可能な場合において、どの機能通貨で外貨建取引の報告をするべきかのガイダンスを示したIAS第21号第26項の原則（第15章セクション6.1.3を参照）の拡大適用が一般的な実務となっていると指摘した。[1] 2023年8月、IASBは「交換可能性の欠如（IAS第21号「外国為替レート変動の影響」の修正）」を公表した。本修正は、そのような状況における適切な為替レートの決定に関するより詳細なガイダンスを提案している（第15章のセクション11.1を参照）。

機能通貨が超インフレである企業が、財務諸表を異なる表示通貨に換算する場合には、まず、この財務諸表をIAS第29号に従って修正再表示し*[IAS 21.43]*、IAS第21号に定められる以下の手続を実施する*[IAS 21.42]*。

IAS 第 21 号からの抜粋	
42	機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業の業績及び財政状態は、次の手続を用いて、異なる表示通貨に換算しなければならない。 (a) すべての金額（すなわち、資産、負債、資本、収益及び費用（比較対象金額を含む））は、次の場合を除き、直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算しなければならない。 (b) 金額を超インフレ経済以外の通貨に換算する場合には、比較対象金額は、該当する過年度の財務諸表に当期の金額として表示した金額（すなわち、物価水準のその後の変動又は為替レートのその後の変動についての調整はしない）としなければならない。

言い換えれば、IAS第29号を適用する企業が財務諸表を超インフレでない表示通貨に換算する場合、比較情報はIAS第29号に従って修正再表示するのではなく、IAS第21号を適用しなければならない。すなわち比較対象金額は、従前年度の当期金額として表示された金額となる。以下の表は、代替的な表示通貨への換算のさまざまなシナリオにおける超インフレの影響を要約している。

	超インフレではない 表示通貨への換算	超インフレではない グループとの連結	超インフレである グループとの連結
例	財務諸表をユーロで表示しているアルゼンチンの企業*	財務諸表をユーロで表示している親会社により連結されているアルゼンチンの子会社	ベネズエラの親会社*により連結されているアルゼンチンの子会社
超インフレについて比較情報を修正再表示する	いいえ	いいえ	はい
比較対象期間に使用される為替レート	決算日レート （比較期間の末日）	決算日レート （比較期間の末日）	決算日レート （当期末日）
IAS 第 29 号の適用開始時に修正再表示が認識される貸借対照表	当期の期首時点の貸借対照表	当期の期首時点の貸借対照表	最も古い比較対象期間の期首時点の貸借対照表

* 本稿執筆時点では、アルゼンチン・ペソ及びベネズエラ・ボリバルは双方ともが超インフレとみなされていた。

機能通貨が超インフレ経済の通貨ではない企業の換算から生じるすべての換算差額は、その他の包括利益に認識するべきである（第15章セクション6.1を参照）*[IAS 21.39]*。ただし、IAS第21号は、機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業の換算から生じる換算差額について同様の処理を定めていない*[IAS 21.42]*。

解釈指針委員会は2020年3月に、このような換算差額の適切な処理に関するアジェンダ決定を公表した。同委員会は、超インフレ企業による超インフレではない通貨への換算は、超インフレ経済下の在外営業活動体への純投資の変動につながる可能性があると述べている。この変動には以下の2つの影響が含まれる。

- IAS第29号により要求されている、超インフレ経済下の在外営業活動体の資本に対する企業の持分を修正再表示することにより生じる修正再表示の影響
- 前期の決算日レートから変動した決算日レートで、超インフレ経済下の在外営業活動体の資本に対する企業の持分を換算することにより生じる換算の影響（IAS第29号が求める修正再表示の影響を除く）

同委員会は、IAS第1号は、その他の包括利益の構成要素に在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる損益が含まれると定めていることに留意した*[IAS 1.7]*。IAS第21号は、為替レートの変動は営業活動からの現在及び将来のキャッシュ・フローに与える直接の影響がほとんど又はまったくないため、超インフレではない在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は純損益ではなく、その他の包括利益に認識されると説明している*[IAS 21.41]*。同委員会は、この説明は、在外営業活動体の機能通貨が超インフレである場合にも当てはまると述べている。したがって、同委員会は、企業は以下のいずれかの方法で表示すべきであると結論付けた*[IAS 29.25]*。

- IAS第29号に基づく修正再表示の影響及びIAS第21号に基づく換算の影響をその他の包括利益に表示する（これら2つの影響の組合せがIAS第21号の換算差額の定義を満たしていると企業が考える場合）

- 換算の影響のみがIAS第21号の換算差額の定義を満たしていると企業が考える場合、IAS第21号に基づく換算の影響をその他の包括利益に表示する。この場合、IAS第29号第25項の要求事項と整合的に、企業はIAS第29号の修正再表示の影響を資本に表示する。[2]

実務上、とりわけ、超インフレ及び為替レートの影響が互いに反対の動きをする場合には、報告の時期及び頻度によりその区別が異なる場合があるため、換算差額と資本調整との明確な区分は困難となる可能性がある。

11.1 IAS 第 29 号の適用開始及び適用中止に係る換算

IAS第29号の遡及適用により、IAS第29号の適用開始に関する調整が生じるため、企業が最初に超インフレとなる年度には、適用開始に関連するいくつかの問題が発生する。上記セクション5で説明しているように、利益剰余金は、貸借対照表上のその他のすべての項目の調整から生じる金額に対応して修正再表示される。IAS第29号の適用開始による影響は、会計方針の変更と同様に、資本に直接認識すべきであると主張されることもある。一方で、IAS第29号の適用開始による調整は通常為替レートの（過去の）変動と密接に関連しているため、この調整がその他の包括利益に表示される可能性があるという主張もなされるであろう。

現在、超インフレ経済下の在外営業活動体に関連する為替換算調整勘定の累計額をどのように取り扱うかについても不明確である。解釈指針委員会により2020年3月に公表されたアジェンダ決定は、在外営業活動体が超インフレとなる場合に、企業が超インフレ前の換算差額の累計額を資本内で振り替えるかどうかという疑問にも対応している。すなわち、企業は超インフレ前の換算差額の累計額を、事後に純損益に振り替えられない資本の構成要素に振り替えるかどうかという論点である。

IAS第21号第41項は、企業に対して、在外営業活動体の処分時まで、その他の包括利益に認識した換算差額の累計額を資本の独立の内訳項目に表示することを要求している*[IAS 21.41]*。さらに、IAS第21号第48項及び第48C項は、企業が特定の状況における在外営業活動体の処分時又は部分的な処分時に、このような換算差額の累計額を、資本から純損益に振り替えることを要求している。

したがって、同委員会は、在外営業活動体の処分時又は部分的な処分時まで、換算差額の累計額を資本の独立した内訳項目として表示し、在外営業活動体が超インフレになった時に、超インフレになる前の換算差額の累計額を資本内で振り替えることはないと結論付けた。[3] 企業が、IAS第29号の修正再表示の影響及びIAS第21号の換算の影響の組合せがIAS第21号の換算差額の定義を満たしている（上記セクション11で説明）と考える場合、その後、IAS第29号の適用開始時に、それらの双方の影響を換算差額の累計額の一部として会計処理すべきである。

経済が超インフレでなくなり、IAS第29号に定められる修正再表示がもはや必要ではなくなる場合には、財務諸表の修正再表示を中止した日現在の物価水準に修正再表示した金額を、表示通貨に換算するための取得原価として用いることになる*[IAS 21.43]*。

11.2 企業結合に伴う公正価値修正及びのれん

企業結合（IFRS第3号「企業結合」で定義）で取得した超インフレである在外営業活動体を連結する場合、

IAS第29号の規定も考慮する必要がある。

『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第9章「企業結合」セクション5.1及びセクション6でそれぞれ説明しているように、被取得企業の識別可能な取得した資産及び引き受けた負債のうち、ほとんどの資産及び負債は、取得企業によって取得日の公正価値で当初認識されており、のれんが認識される場合もある。在外営業活動体の取得時に生じたのれんならびに在外営業活動体の取得により生じた資産及び負債の帳簿価額の公正価値修正は、在外営業活動体の資産及び負債として処理しなければならない*[IAS 21.47]*。したがって、在外営業活動体の資産及び負債(取得日現在に認識測定されたもの)として、IAS第29号の規定に従って、その後のインフレーションについて修正再表示されることになる。関連する繰延税金は、上記セクション4.4に記載されているように再測定される。

11.3 比較対象情報に関する表示通貨の考慮事項

IAS第29号が超インフレの企業に対して比較数値の修正再表示を要求していることを踏まえ、超インフレ経済下で営業活動を行っていない企業(親会社)が、報告期間中に初めて超インフレとなった経済下で営業活動をしている企業(子会社)を連結する際に、その修正再表示をどのように会計処理すべきかという疑問が生じる。しかし、この点はIAS第21号で明らかにされており、表示通貨が超インフレでない場合には、比較対象数値を修正再表示することが明確に禁じられている*[IAS 21.42(b)]*。つまり、超インフレ経済下の子会社の財務諸表が、親会社の財務諸表への連結のために超インフレでない表示通貨に換算される場合には、年次及び期中財務諸表の比較対象金額は修正されないことになる。

しかし、そのような状況の親会社の期中財務諸表に与える影響の方が、解決することが難しい場合がある。たとえば、(期末が12月の)超インフレではない親会社が、機能通貨が20X2年7月1日から超インフレ経済下にあると考えられている子会社を所有していたとする。当該子会社の第2四半期の経営成績が超インフレの影響について調整されていないが、同子会社の第3四半期の経営成績には、年度の期首から報告日までの会計期間について超インフレの影響を反映されることになる。これにより、親会社は、第3四半期又は通期の報告に「キャッチ・アップの影響」を反映することが必要となる。過年度の比較数値はIAS第21号に基づき修正再表示できないため、全体の影響が当第3四半期以降に含められる*[IAS 21.42(b)]*。ただし、IAS第29号第4項は、「本基準書は、企業の財務諸表に、当該企業がその報告通貨国において超インフレの存在を認識した期間の期首から適用される」ことを特に規定している。

別個の情報が各四半期に表示されている場合、親会社の第3四半期の経営成績を作成する際、この影響がどのように考慮されるべきか、具体的には、期首からの累計の経営成績が、子会社が年度の期首から超インフレであったかのように調整されるか又は第3四半期の期首からのみ調整するのかは不明確である。このような状況に対しては、以下のいずれかのアプローチの可能性がある。

- 期首から第3四半期までの累計利益と、子会社がIAS第29号に基づき修正再表示される期首から第2四半期までの累計利益(すなわち、6月30日までの購買力の修正を含む)との間の差額を報告する。
- 子会社がIAS第29号に基づき修正再表示される期首からの累計利益から、実際に報告されている期首から第2四半期までの累計利益(すなわち、超インフレではない経済に基づく経営成績)を差し引いた差額として、第3四半期の利益を報告する。

第1のアプローチは、年度末の会計が、あたかも経済が20X2年の初めから超インフレであったかのように作成されることを求める要求事項と整合的であり、20X2年の比較についてより適切な基礎を提供し、20X1年の各四半期との比較可能性を高めることになるだろう。それでも、IAS第34号は、IAS第29号の適用開始時に過去の期中報告期間を修正再表示するという論点に特に言及しておらず、我々は第2のアプローチも許容可能であると考えている。

弊法人のコメント

適切な定量化の方法に関する明確なガイダンスがないため、企業は一貫したアプローチを採用し、IAS第1号の規定に従って、この判断及びこの判断が財務諸表に与える重大な影響がある場合にはその影響を開示するものとする。超インフレである子会社が親会社の連結財務諸表全体の中で比較的小規模である場合、過去の期中報告期間を修正再表示することによる有用性は限定される事が多い。

上記で述べたシナリオにおいては、四半期財務諸表の作成にあたり、以下の追加的な論点が生じるであろう。

- 親会社は、当上期（子会社が超インフレとなる前）に発行した期中財務報告を再発行する必要があるか。
- 子会社の経済が超インフレになる会計期間において、親会社は、前年度の同一の期中報告期間について、比較期中情報（及び期首からの期中情報）を超インフレについて調整するのか。
- 翌年度の財務期間（20X3年）の第1四半期において、親会社は、前年度（20X2年）の同一の期中報告期間について、比較情報（及び期首からの期中情報）を超インフレについて調整するのか。

子会社はIAS第29号の規定を遡及的に適用するものの、親会社はIAS第21号の規定に従って子会社の業績をグループの財務諸表に組み込むことになる。期中報告期間末後に始まった超インフレは、IAS第10号「後発事象」に従い、修正を要しない事象である。したがって、最初の論点に対し、我々は再発行が許容されると考えるが、期中財務諸表は基準の要求事項に準拠していることから、親会社は子会社の機能通貨が超インフレとなる年度の期中財務諸表の再発行を要求されてはいない。

超インフレに係る調整は、子会社の通貨が超インフレになった日以後の親会社の期中財務諸表に対してのみ行われる。また、IAS第21号は、比較対象である期中財務諸表の数値については修正再表示しないこととしており*[IAS 21.42(b)]*、これが2番目の論点に関しての結論である。

3番目の論点は、IAS第21号とIAS第34号では具体的に取り上げられていない。これについて我々は、20X3年の報告書において、比較対象（20X2年）の期中財務諸表を修正再表示することを親会社は許容されるが、要求はされないと考えている。解釈指針委員会は、この論点に関する要請について議論し、大部分の回答者が比較対象情報を修正再表示しておらず、実務の不統一がほとんど見られなかったことに留意し、そのため、基準設定アジェンダに当該事項を加えなかった。[4] IAS第34号のこれらの具体的な規定については、『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第41章「期中財務報告」セクション9.6.2で説明している。

12 超インフレではない企業の超インフレであるグループへの換算

2022年6月、解釈指針委員会は、機能通貨が超インフレではない経済国の通貨である子会社を連結する際に、機能通貨が超インフレ経済国の通貨である親会社によって適用される会計処理に関する要望書について議論した。同委員会は、連結財務諸表を作成する際に、親会社が、超インフレではない子会社について表示された当年度及び比較年度の金額を修正再表示するためにIAS第29号を適用するかどうかを検討した。親会社が当年度及び比較年度の金額を修正再表示する場合、当該金額は報告期間の末日（報告日）現在の測定単位で表現される。

同委員会で議論された2つのアプローチは以下の通りである。[5]

- *親会社は、超インフレではない子会社の業績及び財政状態を報告日現在の測定単位で修正再表示しない*: 当年度の財務情報は、第15章セクション6.1で説明しているように、当該期間の適切な為替レートを適用することによってのみ修正される。当年度が比較対象期間となると、超インフレである親会社の財務情報は修正再表示されるが、超インフレではない子会社の財務情報は修正再表示されないため、当該期間の連結をやり直す必要がある。
- *親会社は、超インフレではない子会社の業績及び財政状態を、報告日現在の測定単位で修正再表示する*: 当年度の財務情報は、第15章セクション6.1で説明しているように、当該期間の適切な為替レートを適用することによって修正される。貸借対照表の情報は最新のものとみなされ、修正再表示の必要はないが、損益計算書はインフレ修正され、報告日現在の測定単位で表示される。当年度が比較対象期間になると、報告期間の末日現在の測定単位を適用して比較対象情報が修正再表示される。

同委員会は、提出された事例にIAS第21号及びIAS第29号の規定を適用すれば、親会社は報告期間の末日現在の測定単位に基づいて子会社の業績及び財政状態を修正再表示することも、修正再表示しないことも可能であるとコメントした。[6] しかし、さらなる調査を経て、2023年6月に同委員会はIASBに対し、上記の問題と、機能通貨が超インフレではない経済国の通貨であるが超インフレ経済国の通貨を報告通貨として財務諸表を作成する企業に関する同様の問題に対処する、狭い範囲の修正を議論するよう提案した（訳者注：IASBは、2024年7月に公開草案「超インフレ表示通貨への換算　IAS第21号の修正案」を提案した）。[7]

財務諸表作成者は、採用されたアプローチが会計方針で明確に概説されていることを確認する必要がある。

13 グループ内取引の相殺消去

グループ内の超インフレである企業と超インフレではない企業との間でグループ内取引が行われる場合、IFRS第10号「連結財務諸表」で要求されているように当該連結グループ内取引を相殺消去する必要があるが(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第7章「連結手続及び非支配持分」セクション2.4を参照) *[IFRS 10.B86(c)]*、IAS第29号の修正再表示手続とIAS第21号の換算規定によって、当該相殺消去が複雑となる場合がある。

残高は決算日レートで換算され、連結内の各企業に反映されている金額は相手先企業に反映されている金額と等しくなるため、企業間の債権又は債務の消去は単純である。これとは対照的に、企業間の収益又は費用は、異なる為替レートの使用を求める規定やインフレーションについての修正再表示の影響を受ける。たとえば、超インフレである通貨建ての管理手数料が、超インフレである子会社から超インフレではない兄弟子会社に請求される場合、以下のように測定される。

- *超インフレである子会社は、超インフレの影響を考慮して収益を修正再表示し(上記セクション6を参照)、連結目的で収益を決算日レートで表示通貨に換算する(上記セクション4.3.1を参照)。*
- *超インフレではない子会社は、超インフレについて費用を修正再表示せず、連結目的で費用を平均為替レートを適用して表示通貨に換算するであろう(第15章セクション5.1.3を参照)。*

その結果、連結内の各企業に反映される金額は、相手先企業に反映される金額と同額にはならない。したがって、この差額を連結時にどのように扱うべきかという問題が生じる。解釈指針委員会は2020年3月、企業が超インフレである在外営業活動体の通貨の換算から生じる為替差額をその他の包括利益に表示することを確認した。[8]

弊法人のコメント

具体的なガイダンスがない場合、上記セクション11で詳しく説明されているように、同委員会の見解が最も明確なガイダンスを提供する。IAS第29号の修正再表示による影響及びIAS第21号の換算による影響の組み合わせによって生じる差額がIAS第21号の換算差額の定義を満たす限り、同委員会で確認された原則を適用すると、当該差額はその他の包括利益として相殺消去されることになる。企業がIAS第21号の換算の影響のみがIAS第21号の為替差額の定義を満たしていると考える場合、この部分はその他の包括利益から相殺消去され、インフレの修正再表示の影響は資本に直接認識される。このアプローチでは、超インフレである企業のみが貨幣性項目の利得又は損失にさらされるため、この部分は連結時に相殺消去されない。

14 開 示

IAS 第 29 号からの抜粋

39 次の事項を開示しなければならない。

(a) 過去の期間に関する財務諸表及び対応する数値が、機能通貨の一般購買力の変動について修正再表示され、その結果、報告期間の末日現在の測定単位で表示されている旨

(b) 財務諸表が、取得原価アプローチ又は現在原価アプローチのいずれを基礎としているか

(c) 物価指数の特定及び報告期間の末日現在の物価指数の水準、並びに当期と前期との間の当該指数の変動

IAS第29号に従って修正再表示された財務情報を、修正再表示していない財務情報に対する補足情報として開示することは認められないことに留意する必要がある。これは、企業が取得原価に基づく財務情報を、IAS第29号により修正再表示された情報よりも目立たせることがないようにするものである。また、IAS第29号は、修正再表示されていない財務情報を別途表示することを奨励していないが、一方で明確に禁止もしていない*[IAS 29.7]*。ただし、そのような修正再表示されていない財務諸表は、IFRSに準拠していないことから、その事実を明確に記載しなければならない。修正再表示されていない財務諸表を表示することが(たとえば、現地の税務当局又は証券取引所の監督者により)要請されている企業は、修正再表示されたIFRS財務諸表が単なる補足情報ではなく、主要財務諸表であると理解されるように、この点を明確にする必要がある。

以下の開示例は、正味貨幣持高に係る利得又は損失、作成の基礎及び関連物価指数についての開示要求に関する例である。

開示例 14-1: D-MARKET Elektronik Hizmetler ve Ticaret Anonim Şirketi（2022 年） トルコ

下記注記 2.1 に記載しているように、2022 年 12 月 31 日現在のトルコ・リラの購買力単位で表示した金額（千トルコ・リラ）

	注記	2022 年 1 月 1 日～12 月 31 日	2021 年 1 月 1 日～12 月 31 日	2020 年 1 月 1 日～12 月 31 日
収益	17	16,069,394	15,046,238	15,171,834
営業費用				
販売した棚卸資産の売上原価		(12,577,307)	(11,796,542)	(11,852,569)
発送及び荷造費用		(1,595,728)	(1,899,366)	(1,276,866)
人件費及び外注スタッフ費用		(1,790,091)	(1,587,567)	(794,492)
広告費		(1,765,278)	(2,950,767)	(1,526,765)
技術費		(183,416)	(123,951)	(75,454)
減価償却費及び償却費	10, 11, 12	(512,761)	(386,600)	(301,617)
その他の営業収益	18	78,654	159,211	20,890
その他の営業費用	18	(826,377)	(573,365)	(192,625)
営業損失		**(3,102,910)**	**(4,112,709)**	**(827,664)**
金融収益	19	1,913,635	4,024,276	249,013
金融費用	20	(1,710,031)	(1,988,906)	(957,143)
貨幣性項目の利得/(損失)		(8,144)	56,328	599,208
税引前損失		**(2,907,450)**	**(2,021,011)**	**(936,586)**

連結財務諸表の注記

連結財務諸表は国際会計基準審議会（以下、IASB）によって公表された国際財務報告基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。Hepsiburada 及びその子会社は、トルコ商法（TCC）、トルコ税法及びトルコ財務省により公表された統一勘定項目一覧表に基づき、トルコ・リラで会計帳簿を記帳しています。

当該連結財務諸表は法定帳簿に基づいており、IFRSに準拠した適正な表示のための修正及び振替えを伴い、公正価値で測定される金融投資を除き、取得原価を基礎として記帳しています。

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成に当たり、一定の重要な会計上の見積りの使用が必要となります。また、当グループの会計方針を適用する過程において、判断も要求されます。高度な判断や複雑性を伴う分野、あるいは仮定及び見積りが連結財務諸表にとって重要となる分野については、注記2.2で開示しています。

超インフレ経済下における財務報告

2021年初旬からトルコでは、インフレーションが著しく進行しました。直近3年間のインフレ進行の累積的な影響により、トルコで事業を行う企業は2022年6月30日からIAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」を適用することが必要となりました。IAS第29号の適用に関する重要な指標の1つは、3年間の複合インフレ率が100%に近似すること又は100%を超過することです。2022年7月4日にトルコ統計局が公表したインフレデータによると、トルコにおける2022年6月時点の消費者物価指数（以下、CPI）の3年間の累積的な上昇率は136%となりました。

2022年12月31日現在のトルコ・リラの一般購買力の変動に関して、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に従い、修正を行いました。IAS第29号の規定は、超インフレ経済下における通貨で作成される財務諸表は、報告期間の末日現在の測定単位で表現されるべきであり、また対応する以前の期間の金額も報告期間の末日現在の測定単位で表示されなければなりません。

IAS第29号の適用上、当グループは、トルコ統計局により公表されたトルコのCPIから算定された変換係数を使用しました。連結財務諸表を作成するために使用した指数及び返還係数は以下の通りです。

日付	指数	変換係数	3 年間の複合インフレ率
2022 年 12 月 31 日	1,128.45	1.000	156 %
2021 年 12 月 31 日	686.95	1.643	74 %
2020 年 12 月 31 日	504.81	2.235	54 %

Telefónica 社は、超インフレ経済下で営業活動を行う子会社を有する親会社の例である。親会社として、Telefónica 社は、比較年度情報については修正再表示を行わないことから、超インフレによる調整の影響を増減表の調整項目として開示している。

開示例 14-2: Telefónica, S.A.（2022 年）　スペイン

2022 年連結財務諸表（抜粋）

2022 年 12 月 31 日に終了する年度の連結財務諸表の注記（抜粋）

注 25. 法人所得税関連（抜粋）

繰延税金の変動

2021 年及び 2022 年の Telefónica グループの繰延税金の変動は以下の通りです。

百万ユーロ	繰延税金資産	繰延税金負債
2021 年 12 月 31 日現在残高	**5,616**	**2,602**
増加	1,080	685
処分	(1,877)	(400)
振替	21	(30)
換算差額及び超インフレ調整	42	184
企業の変動及びその他	2	26
2022 年 12 月 31 日現在残高	**4,884**	**3,067**

…

References

1 *IFRIC Update*, November 2014, p.8. Available on the IFRS Foundation's website.

2 *IFRIC Update*, March 2020, available on the IFRS Foundation's website.

3 *IFRIC Update*, March 2020, available on the IFRS Foundation's website.

4 *IFRIC Update*, March 2020, available on the IFRS Foundation's website.

5 IASB Staff Paper 2, Project: *Consolidation of a Non-Hyperinflationary Subsidiary by a Hyperinflationary Parent (IAS 21 and IAS 29)*, Paper topic: *Initial consideration,* IFRS IC meeting, June 2022. Available on the IFRS Foundation's website.

6 *IFRIC Update*, June 2022, available on the IFRS Foundation's website.

7 *IFRIC Update*, June 2023, available on the IFRS Foundation's website.

8 *IFRIC Update*, March 2020, available on the IFRS Foundation's website.

EY | Building a better working world

EY は、クライアント、EY のメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EY のチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EY のチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150 以上の国と地域でサービスを提供しています。
All in to shape the future with confidence.

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について
EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、 ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。
© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.
ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書は *International GAAP®2024*（2023 年 9 月時点で執筆）を翻訳したものです。英語版と本書の内容が異なる場合は、英語版が優先するものとします。

ey.com/ja_jp